

埼玉労働局発表
令和 7 年 12 月 23 日

【照会先】
埼玉労働局職業安定部
職業対策課長 新井 一好
職業対策課長補佐 高徳 洋輔
(電話) 048(600)6209

令和 7 年 障害者雇用状況の集計結果

厚生労働省埼玉労働局（局長 片淵 仁文）では、このほど、埼玉県内に本社をおく民間企業や公的機関などにおける、令和 7 年の「障害者雇用状況」集計結果を取りまとめましたので、公表します。

障害者雇用促進法では、事業主に対し、常時雇用する従業員の一定割合（法定雇用率、民間企業の場合は 2.5%）以上の障害者を雇うことを義務付けています。

今回の集計結果は、同法に基づき、毎年 6 月 1 日現在の身体障害者、知的障害者、精神障害者の雇用状況について、障害者の雇用義務のある事業主などに報告を求め、それを集計したものです。

【集計結果の主なポイント】

<民間企業>法定雇用率 2.5%

☆雇用障害者数は過去最高を更新、法定雇用率達成企業割合も上昇したものの、実雇用率は若干低下。

- ・雇用障害者数は 18,705.5 人、対前年差 718.0 人増加、対前年比 4.0% 増加
- ・実雇用率 2.46%、対前年比 0.01 ポイント低下
- ・法定雇用率達成企業の割合は 45.6%、対前年比 0.1 ポイント上昇

<公的機関>同 2.8%、埼玉県等の教育委員会は 2.7% ※〔 〕は機関数、〔 〕は前年の値

☆雇用障害者数は増加したものの、市町村及び県等教育委員会については実雇用率が低下。

- ・埼玉県の機関〔5〕：雇用障害者数 302.0 人（290.0 人）、
実雇用率 3.00%（2.91%）
- ・市町村の機関〔95〕：雇用障害者数 1,623.0 人（1,560.5 人）、
実雇用率 2.67%（2.72%）
- ・埼玉県等の教育委員会〔2〕：雇用障害者数 1,015.5 人（985.5 人）、
実雇用率 2.36%（2.65%）

<地方独立行政法人等>同 2.8% ※〔 〕は前年の値

- ・雇用障害者数 73.0 人（60.5 人）、実雇用率 2.55%（2.44%）

障害者雇用状況報告の集計結果（概要）

1 民間企業における雇用状況

○ 雇用されている障害者の数、実雇用率、法定雇用率達成企業の割合

- ・ 民間企業（40.0人以上規模の企業：法定雇用率2.5%）に雇用されている障害者の数は18,705.5人で、前年より718.0人増加（対前年比4.0%増）し、23年連続で過去最高となった。
- ・ 雇用者のうち、身体障害者は8,384.0人（対前年比1.2%増）、知的障害者は5,923.0人（同3.6%増）、精神障害者は4,398.5人（同10.4%増）と、全ての障害種別で前年より増加し、特に精神障害者の伸び率が大きかった。
- ・ 実雇用率は、2.46%で対前年比0.01ポイント低下、法定雇用率達成企業の割合は45.6%で0.1ポイント増加であった。

※昨年比で除外率が10ポイント下がっていることの影響による低下を含む。

【参考】

	令和7年	令和6年	対前年増減
雇用障害者数	18,705.5人	17,987.5人	718.0人
実雇用率	2.46%	2.47%	▲0.01
法定雇用率達成企業割合	45.6%	45.5%	0.1

	29年	30年	元年	2年	3年	4年	5年	6年	7年
実雇用率	2.01%	2.15%	2.22%	2.30%	2.32%	2.37%	2.42	2.47	2.46
全国順位	28位	25位	24位	18位	22位	24位	24位	27位	27位

〔総括表1、グラフ1、詳細表1(1)・(4)〕

○ 企業規模別の状況

- ・ 企業規模別にみると、雇用されている障害者の数は、40.0～100人未満規模企業で2,822.5人（前年は2,690.0人）、100～300人未満で4,467.5人（同4,410.0人）、300～500人未満で1,657.0人（同1,731.5人）、500～1,000人未満で2,356.5人（同2,233.0人）、1,000人以上で7,402.0人（同6,923.0人）と、300～500人未満以外の企業規模で前年より増加した。
- ・ 実雇用率は、40.0～100人未満で1.80%（前年は1.86%）、100～300人未満で2.32%（同2.31%）、300～500人未満で2.30%（同2.59%）、500～1,000人未満で2.50%（同2.43%）、1,000人以上で3.01%（同2.97%）と、40.0～100人未満と300～500人未満以外の企業規模で前年より上昇した。

なお、500～1,000人未満と1,000人以上の企業規模で、実雇用率が法定雇用率以上となっている。

- 法定雇用率達成企業の割合は、40.0～100人未満で43.2%（前年は42.9%）、100～300人未満で50.5%（同49.7%）、300～500人未満で36.9%（同41.2%）、500～1,000人未満で49.3%（同50.0%）、1,000人以上で60.0%（同55.2%）となり、300～500人未満と500～1,000人未満以外の企業規模で前年より上昇した。

[グラフ2①・②、詳細表1(2)]

○ 産業別の状況

- 産業別にみると、雇用されている障害者の数は、「電気・ガス・熱供給・水道業」「宿泊業、飲食サービス業」「サービス業」以外の全ての業種で前年よりも増加した。
- 産業別の実雇用率では、「卸売業、小売業」（2.90%）、「宿泊業、飲食サービス業」（2.88%）、「鉱業、採石業、砂利採取業」（2.78%）、「医療、福祉」（2.68%）、「複合サービス事業」（2.54%）が法定雇用率を上回っている。

[グラフ3①・②、詳細表1(3)]

○ 法定雇用率未達成企業の状況

- 令和7年の法定雇用率未達成企業は2,292社。そのうち、不足数が0.5人または1人である企業（1人不足企業）が、69.0%と約7割を占めている。
- また、障害者を1人も雇用していない企業（0人雇用企業）は1,379社であり、未達成企業に占める割合は、60.2%となっている。

[詳細表1(5)]

2 公的機関における在職状況

(1) 埼玉県の機関（法定雇用率2.8%）

埼玉県の機関に在職している障害者の数は302.0人で、前年より4.1%（12.0人）増加しており、実雇用率は3.00%と、前年に比べ0.09ポイント上昇した。

埼玉県の機関は5機関全て達成。

[総括表2(1)、詳細表2(1)、3(1)①]

(2) 市町村の機関（法定雇用率2.8%）

市町村の機関に在職している障害者の数は1,623.0人で、前年より4.0%（62.5人）増加しており、実雇用率は2.67%と、前年に比べ0.05ポイント低下（※）した。95機関中69機関が達成。

[総括表2(2)、詳細表2(2)、3(1)②]

(3) 埼玉県等の教育委員会（法定雇用率2.7%）

埼玉県等の教育委員会に在職している障害者の数は1,015.5人で、前年より3.

0% (30.0人) 増加しており、実雇用率は2.36% (埼玉県教育委員会は2.44%、さいたま市教育委員会は1.95%) と、前年に比べ0.29ポイント低下(※)した。
[総括表2(3)、詳細表2(3)、3(2)]

※昨年比で除外率が10ポイント下がっていることの影響による低下を含む。

3 地方独立行政法人等における雇用状況

地方独立行政法人等 (法定雇用率2.8%) に雇用されている障害者の数は73.0人で、前年より20.7% (12.5人) 増加しており、実雇用率は2.55%と、前年に比べ0.11ポイント増加した。

3法人中2法人で達成。

[総括表3、詳細表3(3)]

総括表

令和7年6月1日現在における障害者の雇用状況

1 民間企業における雇用状況(法定雇用率2.5%)

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 法定雇用率達成機関の数 / 機関数	⑤ 達成割合
民間企業	761,367.0 人 (727,357.0 人)	18,705.5 人 [16,223 人] (17,987.5 人)	2.46 % (2.47 %)	1,923 / 4,215 (1,844 / 4,053)	45.6 % (45.5 %)

※[]内は実人員。以下同じ。

2 地方公共団体における在職状況

(1) 埼玉県の機関(法定雇用率2.8%)

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 法定雇用率達成機関の数 / 機関数	⑤ 達成割合
計	10,053.0 人 (9,949.0 人)	302.0 人 [229 人] (290.0 人)	3.00 % (2.91 %)	5 / 5 (5 / 5)	100.0 % (100.0 %)
知事部局	7,861.0 人 (7,769.0 人)	233.0 人 [173 人] (222.0 人)	2.96 % (2.86 %)	1 / 1 (1 / 1)	100.0 % (100.0 %)
その他の機関	2,192.0 人 (2,180.0 人)	69.0 人 [56 人] (68.0 人)	3.15 % (3.12 %)	4 / 4 (4 / 4)	100.0 % (100.0 %)

(2) 市町村の機関(法定雇用率2.8%)

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 法定雇用率達成機関の数 / 機関数	⑤ 達成割合
市町村等の機関	60,732.0 人 (57,307.5 人)	1,623.0 人 [1,267 人] (1,560.5 人)	2.67 % (2.72 %)	69 / 95 (68 / 93)	72.6 % (73.1 %)

※市長村の機関のうち未達成であった機関のうちの5機関は、令和7年12月2日までに達成済み。

(3) 埼玉県等の教育委員会(法定雇用率2.7%)

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 法定雇用率達成機関の数 / 機関数	⑤ 達成割合
埼玉県等の教育委員会	43,079.0 人 (37,195.0 人)	1,015.5 人 [826 人] (985.5 人)	2.36 % (2.65 %)	0 / 2 (1 / 2)	0.0 % (50.0 %)

3 地方独立行政法人等における雇用状況(法定雇用率2.8%)

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 法定雇用率達成機関の数 / 機関数	⑤ 達成割合
地方独立行政法人等	2,863.0 人 (2,481.0 人)	73.0 人 [64 人] (60.5 人)	2.55 % (2.44 %)	2 / 3 (1 / 3)	66.7 % (33.3 %)

※地方独立行政法人等(国立大学法人等を除く)のうち未達成であった1機関は、令和7年12月1日までに達成済み。

注 1 1及び3の各表の①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数」とは、常用労働者総数から除外率相当数(対象障害者が就業することが困難であると認められる職種が相当の割合を占める業種について定められた率を乗じて得た数)を除いた労働者数である。

2 2の各表の①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数(旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数)を除いた職員数である。

3 各表の②欄の「障害者の数」とは、身体障害者、知的障害者及び精神障害者の計である。法令上、重度身体障害者及び重度知的障害者については、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントを行い、重度以外の身体障害者及び知的障害者である短時間労働者並びに重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者である特定短時間労働者については、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。ただし、重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者である短時間労働者については、1人を1カウントしている。

4 法定雇用率2.7%が適用される機関とは、都道府県の教育委員会及び一定の市町村の教育委員会である。

5 ()内は、令和6年6月1日現在の数値である。

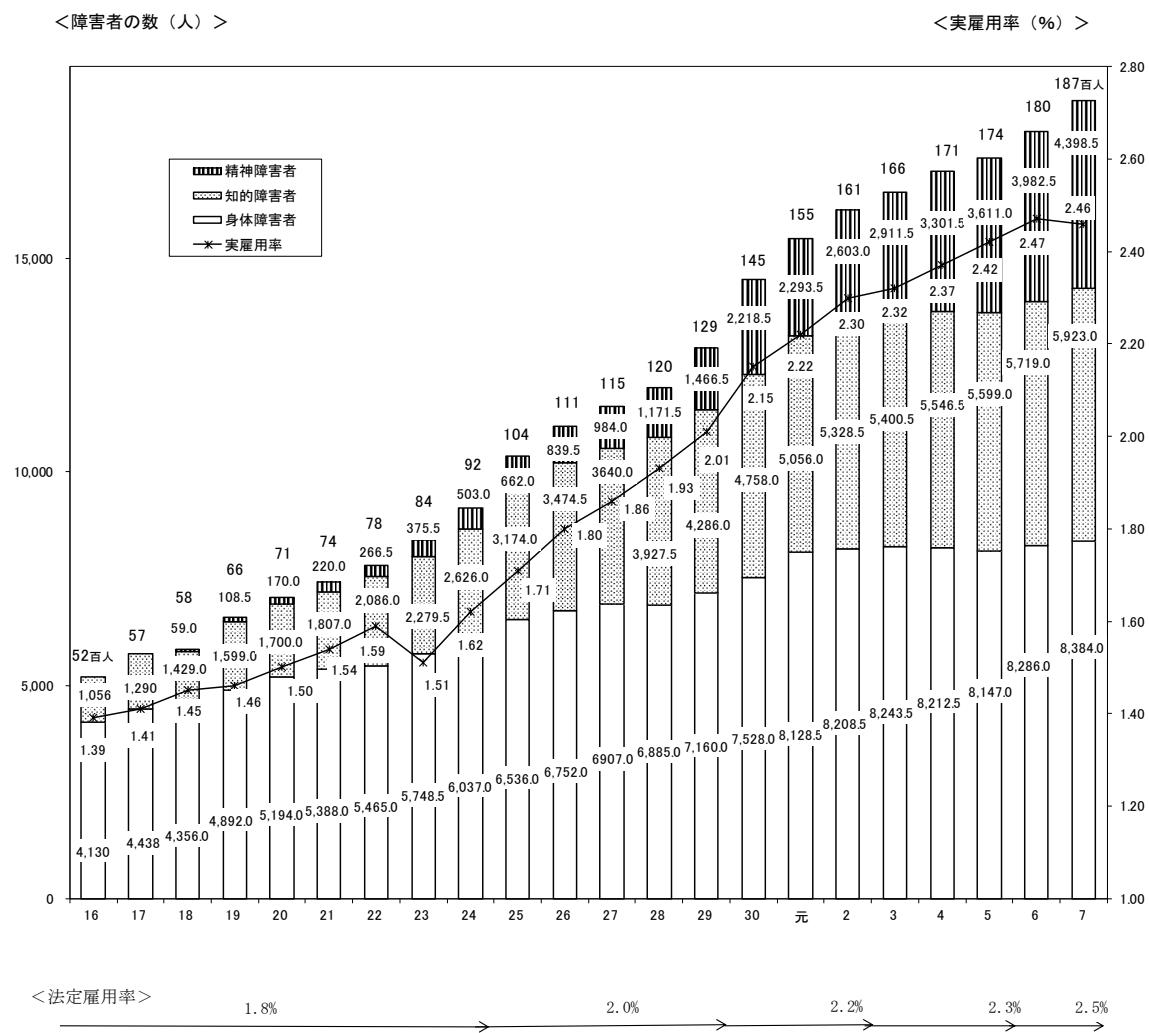
6 「地方独立行政法人等」とは、障害者の雇用の促進等に関する法律施行令別表第2の第9号及び第10号までの法人を指す。

7 特例認定や各機関における法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数の変化等により機関数は変動する。

グラフ

民間企業における障害者の雇用状況

1 実雇用率と雇用されている障害者の数の推移



注1：雇用義務のある企業（平成24年までは56人以上規模、平成25年から平成29年までは50人以上規模、平成30年から令和2年までは45.5人以上規模、令和3年から令和5年までは43.5人以上規模、令和6年以降は40人以上規模）についての集計である。

注2：「障害者の数」とは、次に掲げる者の合計数である。

平成17年まで 身体障害者（重度身体障害者はダブルカウント）、知的障害者（重度知的障害者はダブルカウント）、重度身体障害者又は重度知的障害者である短時間労働者

平成18年～平成22年 身体障害者（重度身体障害者はダブルカウント）、知的障害者（重度知的障害者はダブルカウント）、精神障害者、重度身体障害者、重度知的障害者又は精神障害者である短時間労働者（精神障害者である短時間労働者は0.5カウント）

平成23年～令和5年 身体障害者（重度身体障害者はダブルカウント）、知的障害者（重度知的障害者はダブルカウント）、精神障害者、重度身体障害者、重度知的障害者である短時間労働者、重度以外身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者（0.5カウント）（※）

※ 平成30年から令和4年までは、精神障害者である短時間労働者であっても、次のいずれかに該当する者についてのみ、1人分とカウントしている。

① 報告年の3年前の年に属する6月2日以降に採用された者であること

② 報告年の3年前の年に属する6月2日より前に採用された者であって、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者であること

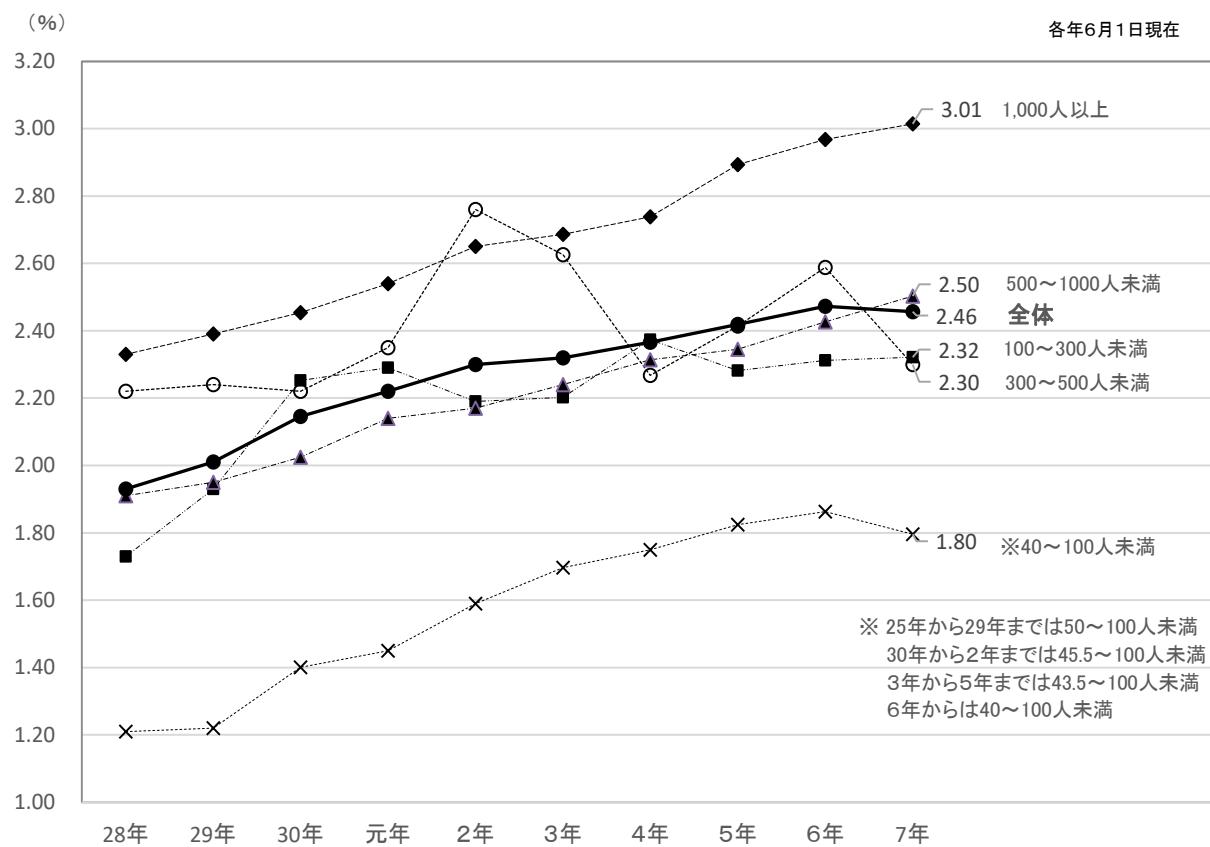
令和5年以降、精神障害者である短時間労働者については、1人分としてカウントしている。

令和6年以降 身体障害者（重度身体障害者はダブルカウント）、知的障害者（重度知的障害者はダブルカウント）、精神障害者、重度身体障害者、重度知的障害者、精神障害者である短時間労働者、重度以外身体障害者及び知的障害者である短時間労働者（0.5カウント）、重度身体障害者、重度知的障害者、精神障害者である特定短時間労働者（0.5カウント）

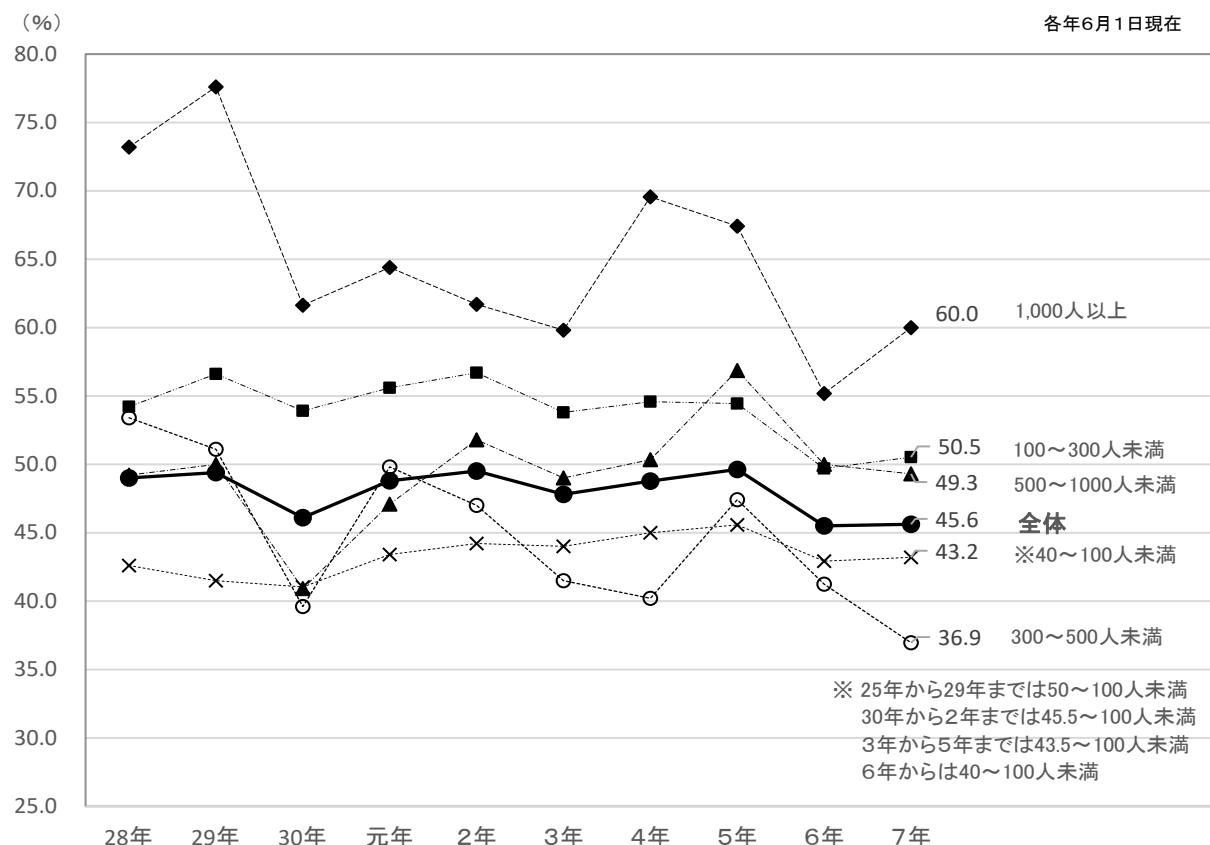
注3：法定雇用率は平成24年までは1.8%、平成25年から平成29年までは2.0%、平成30年から令和2年までは2.2%、令和3年から令和5年までは2.3%、令和6年以降は2.5%となっている。

2 企業規模別状況

① 実雇用率

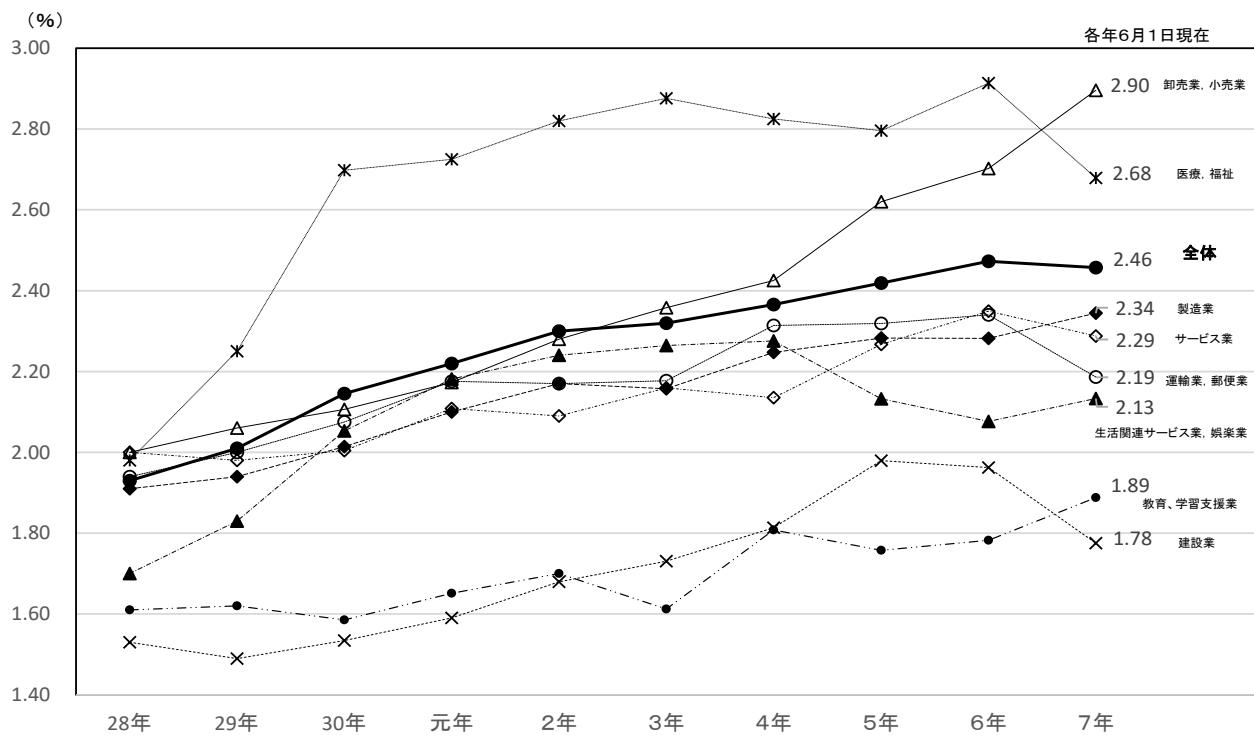


② 達成企業割合



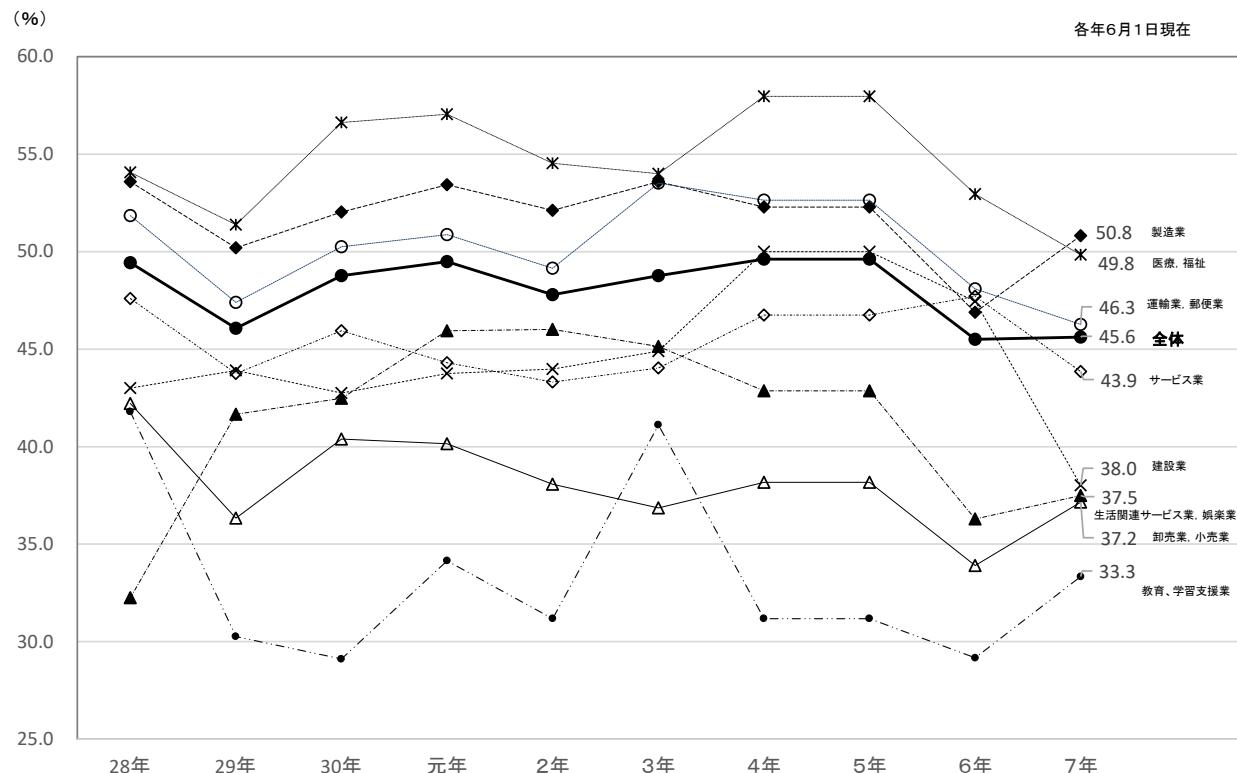
3 産業別状況

① 実雇用率



注 グラフ作成上、企業数が100社に満たない農業、林業、漁業、鉱業、採石業、砂利採取業、電気・ガス・熱供給・水道業、情報通信業、金融業、保険業、不動産業、物品販賣業、学術研究、専門・技術サービス業、宿泊業、飲食サービス業、複合サービス事業は除いている。

② 達成企業割合



注 ①の図と同じ。

◎ 法定雇用率とは

民間企業、国、地方公共団体は、「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき、それぞれ以下の割合（法定雇用率）に相当する数以上の障害者を雇用しなければならないこととされている。

雇用義務の対象となる障害者は、身体障害者、知的障害者又は精神障害者（精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者に限る。）である。

○ 民間企業	一般の民間企業	2. 5 %
	(40.0人以上規模の企業)	
	特殊法人等	2. 8 %
	〔 労働者数36.0人以上規模の特殊法人、 独立行政法人、国立大学法人等 〕	
○ 国、地方公共団体	2. 8 %	
	(36.0人以上規模の機関)	
○ 都道府県等の教育委員会	2. 7 %	
	(37.5人以上規模の機関)	

※（ ）内は、それぞれの割合（法定雇用率）によって1人以上の障害者を雇用しなければならないこととなる企業等の規模である。

【一般民間企業における雇用率設定基準】

$$\text{障害者雇用率} = \frac{\text{身体障害者、知的障害者及び精神障害者である常用労働者の数} + \text{失業している身体障害者、知的障害者及び精神障害者の数}}{\text{常用労働者数} + \text{失業者数}}$$

- ※ 特殊法人、国及び地方公共団体における障害者雇用率は、一般の民間企業の障害者雇用率を下回らない率をもって定めることとされている。
- ※ 重度身体障害者又は重度知的障害者については、その1人の雇用をもって、2人の身体障害者又は知的障害者を雇用しているものとしてカウントされる。
- ※ 重度身体障害者又は重度知的障害者である短時間労働者（1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者）については、1人分として、重度以外の身体障害者及び知的障害者である短時間労働者については、0.5人分としてカウントされる。
- ※ 精神障害者である短時間労働者については、当分の間、その1人をもって1人分としてカウントされる。
- ※ 重度身体障害者、重度知的障害者又は精神障害者である特定短時間労働者（1週間の所定労働時間が10時間以上20時間未満の労働者）については、0.5人分としてカウントされる。（就労継続支援A型の利用者は除く。）

◎ 除外率とは

○ 民間企業における除外率制度

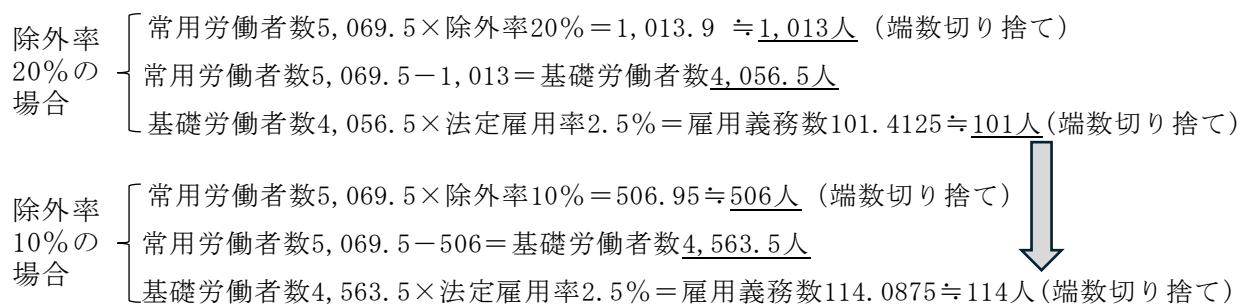
各事業主が雇用しなければならない障害者の数を算定する基礎となる常用雇用労働者数を算定する際に、一定の業種に属する事業を行う事業所の事業主については、その常用雇用労働者数から一定率に相当する労働者数を控除する制度。

この除外率制度は、ノーマライゼーションの観点から、平成14年法改正により、平成16年4月に廃止した。経過措置として、当分の間、除外率設定業種ごとに除外率を設定するとともに、廃止の方向で段階的に除外率を引き下げ、縮小することとされている（法律附則）。

除外率設定業種	除外率	
	引下げ前	引下げ後
・非鉄金属製造業（非鉄金属第一次製鍊精製業を除く） ・船舶製造・修理業、船用機関製造業 ・国内電気通信業（電気通信回線設備を設置して行うものに限る） ・採石業、砂・砂利・玉石採取業 ・窯業原料用鉱物鉱業（耐火物・陶磁器・ガラス・セメント原料用に限る） ・その他の鉱業	5%	除外率適用無し
・非鉄金属第一次製鍊・精製業 ・貨物運送取扱業（集配利用運送業を除く）	10%	除外率適用無し
・建設業 ・鉄鋼業 ・道路貨物運送業 ・郵便業（信書便事業を含む）	15%	5%
・港湾運送業 ・警備業	20%	10%
・鉄道業 ・医療業 ・高等教育機関 ・介護老人保健施設 ・介護医療院	25%	15%
・林業（狩猟業を除く）	30%	20%
・金属鉱業 ・児童福祉事業	35%	25%
・特別支援学校（専ら視覚障害者に対する教育を行う学校を除く）	40%	30%
・石炭・亜炭鉱業	45%	35%
・道路旅客運送業 ・小学校	50%	40%
・幼稚園 ・幼保連携型認定こども園	55%	45%
・船員等による船舶運航等の事業	60%	50%
	80%	70%

平成16年4月、平成22年7月、令和7年4月に、それぞれ、一律に10ポイントの引下げを実施。

※除外率引下げによる雇用義務数への影響（例）



○ 国及び地方公共団体における除外率制度

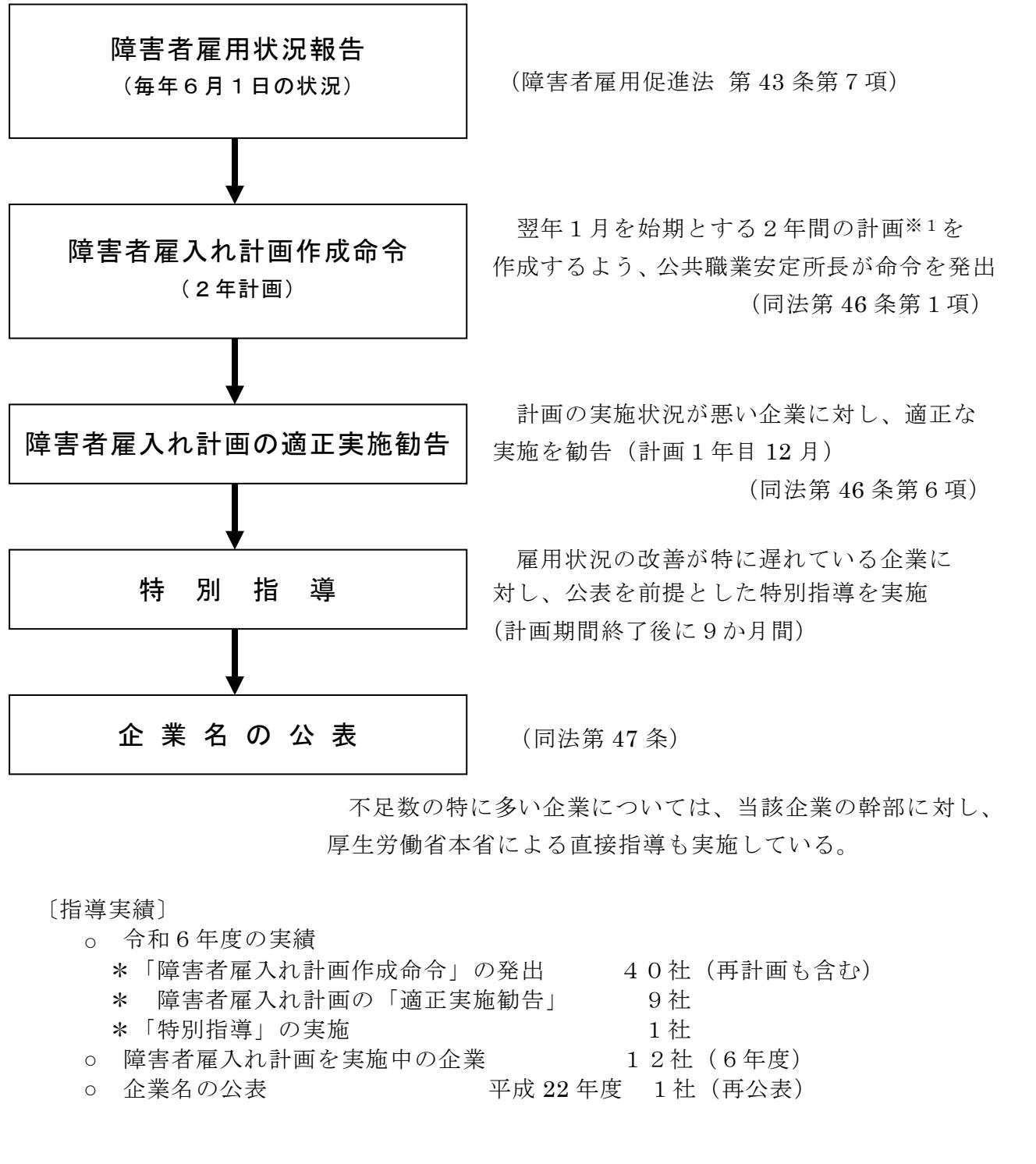
各任命権者が採用しなければならない障害者数を算定する基礎となる職員数を算定する際に、一定の範囲の職種に従事する者（除外職員）を控除する制度。

平成16年4月1日から、除外職員の範囲を、国民の生命の保護や、公共の安全と秩序の維持を職務としており、その遂行のためには職員個人による強制力の行使等が必要であるような職員に限定することとした（警察官、自衛官など）。

なお、除外職員ではなくなった職員（医師、教育職員など）が一定割合を占める機関（病院、教育委員会など）については、当該職員が職員総数に占める割合を基に、当分の間、除外率を設定した上で、廃止の方向で段階的に引き下げ、縮小を進めていくこととしており、平成16年4月、平成22年7月、令和7年4月に、それぞれ、10ポイントの引下げを実施。

◎ 障害者雇用率達成指導の流れ

実雇用率の低い事業主については、下記の流れで雇用率達成指導を行い、「障害者雇入れ計画」の着実な実施による障害者雇用の推進を指導している。



※1 平成24年1月1日以降の日を始期とする雇入れ計画から計画期間は3年間から2年間に短縮している。

詳細表

1 民間企業における雇用状況(法定雇用率2.5%)

(1) 概況

① 概況

区分	① 企業数	② 法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数(注1)	③ 障害者の数										④ 実雇用率 F ÷ ② × 100	⑤ 法定雇用率達成企業の数	⑥ 法定雇用率達成企業の割合
			A. 重度身体障害者	B. 重度身体障害者	C. 重度以外の身体障害者	D. 重度以外の身体障害者	E. 重度身体障害者	F. 計	G. うち新規雇用分(注4)						
民間企業	4,215	761,367.0	3,434	2,099	8,787	1,244	659	18,705.5	2,188.0	2.46	1,923	45.6			
	(4,053)	(727,357.0)	(3,374)	(1,979)	(8,389)	(1,218)	(525)	(17,987.5)	(1,871.5)	(2.47)	(1,844)	(45.5)			

② 障害種別雇用状況

区分	① 障害者の数 (注1)	② 身体障害者の数										③ 知的障害者の数						④ 精神障害者の数					
		a. 重度身体障害者 (注4)	b. 重度身体障害者 (注4)	c. 重度以外の身体障害者 (注4)	d. 重度以外の身体障害者 である短時間労働者 (注4)	e. 重度身体障害者である短時間労働者 の知的障害者 (注4)	f. 計 a×2+b+c+(d+e)×0.5 (注2) (注5)	g. うち新規雇用分(注5)	a. 重度知的障害者 (注4)	b. 重度知的障害者 (注4)	c. 重度以外の知的障害者 (注4)	d. 重度以外の知的障害者 である短時間労働者 (注4)	e. 重度以外の知的障害者 である短時間労働者 (注4)	f. 計 a×2+b+c+(d+e)×0.5 (注2) (注3)	g. うち新規雇用分(注5)	c. 精神障害者 (注4)	d. 精神障害者 である短時間労働者 (注4)	e. 精神障害者 である短時間労働者 (注4)	f. 計 (+d+e)×0.5 (注3)	g. うち新規雇用分(注5)			
民間企業	18,705.5	2,358	398	2,908	499	225	8,384.0	661.5	1,076	233	3,148	745	35	5,923.0	611.0	2,731	1,468	399	4,398.5	915.5			
	(17,987.5)	(2,333)	(407)	(2,883)	(464)	(196)	(8,286.0)	(615.0)	(1,041)	(223)	(3,008)	(754)	(58)	(5,719.0)	(527.0)	(2,498)	(1,349)	(271)	(3,982.5)	(729.5)			

[1(1)①表の注]

注1 ②欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数」とは、常用労働者総数から除外率相当数(身体障害者、知的障害者及び精神障害者が就業することが困難であると認められる職種が相当の割合を占める業種について定められた率を乗じて得た数)を除いた労働者数である。

2 法令上、③A欄の「重度身体障害者及び重度知的障害者」については、1人を2人に相当するものとしており、F欄の計を算出するに当たりダブルカウントを行い、D欄の「重度以外の身体障害者及び知的障害者である短時間労働者」及びE欄の「重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者である特定短時間労働者」については、1人を0.5人に相当するものとしており、F欄の計を算出するに当たり0.5カウントしている。ただし、B欄の「重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者である短時間労働者」については、1人を1カウントしている。

3 A、C欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の労働者、B、D欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者、E欄は1週間の所定労働時間が10時間以上20時間未満の労働者である。

4 G欄の「うち新規雇用分」は、令和6年6月2日から令和7年6月1日までの1年間に新規に雇い入れられた障害者数である。

5 ()内は令和6年6月1日現在の数値である。

[1(1)②表の注]

注1 ①欄の「障害者の数」とは②③④⑥欄の計である。

2 ②③a欄の重度障害者については法令上、1人を2人に相当するものとしており、②③④⑥欄の計を算出するに当たりダブルカウントしている。

3 法令上、②③d欄の重度以外の身体障害者及び知的障害者である短時間労働者並びに②③④e欄の重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者である特定短時間労働者については、1人を0.5人に相当するものとしており、②③④f欄を算出するに当たり0.5カウントしている。ただし、②③b欄及び④d欄の重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者である短時間労働者については、1人を1カウントしている。

4 ②③のac欄及び④のc欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の労働者、②③のbd欄及び④のd欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者、②③④のe欄は1週間の所定労働時間が10時間以上20時間未満の労働者である。

5 ②③④g欄の「うち新規雇用分」は、令和6年6月2日から令和7年6月1日までの1年間に新規に雇い入れられた障害者数である。

6 ()内は令和6年6月1日現在の数値である。

【参考】就労継続支援A型事業所における障害者雇用状況

	算定基礎労働者数	重度身体障害者	重度身体障害者短時間労働者	重度以外身体障害者	重度以外身体障害者短時間労働者	重度身体障害者特定短時間労働者	重度身体障害者計	重度知的障害者	重度知的障害者短時間労働者	重度以外知的障害者	重度以外知的障害者短時間労働者	重度知的障害者特定短時間労働者	重度知的障害者計	精神障害者	精神障害者短時間労働者	精神障害者特定短時間労働者	精神障害者計	
A型事業所	941.5	5	20	6	74	1	73.5	6	44	44	290	0	245.0	23	521	11	549.5	868.0

※ 就労継続支援A型事業所に該当するものとして報告された40事業所について集計を行ったもの。(算定基礎労働者数、身体障害者計、知的障害者計、精神障害者計、障害者計欄の算出にあたっては、上記1(1)①、②と同様のカウントにて算出している。)

(2) 企業規模別の雇用状況

① 概況

区分	① 企業数	② 法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数(注1)	③ 障害者の数									④ 実雇用率 $F \div ② \times 100$	⑤ 法定雇用率達成企業の数	⑥ 法定雇用率達成企業の割合
			A. 重度身体障害者 及び重度知的障害者(注3)	B. 重度身体障害者、重度知的障害者(注3)	C. 重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者である短時間労働者(注3)	D. 重度以外の身体障害者及び知的障害者である短時間労働者(注3)	E. 重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者である特定短時間労働者(注3)	F. 計 $A \times 2 + B + C + D + E \times 0.5$ (注2)	G. うち新規雇用分 (注4)					
規模計	4,215 (4,053)	761,367.0 (727,357.0)	人 3,434 (3,374)	人 2,099 (1,979)	人 8,787 (8,389)	人 1,244 (1,218)	人 659 (525)	人 18,705.5 (17,987.5)	人 2,188.0 (1,871.5)	人 2.46 (2.47)	企業 1,923 (1,844)	% 45.6 (45.5)		
40.0～100人未満	2,528 (2,344)	157,177.5 (144,408.5)	人 479 (447)	人 538 (578)	人 1,156 (1,048)	人 262 (288)	人 79 (52)	人 2,822.5 (2,690.0)	人 375.0 (347.5)	人 1.80 (1.86)	企業 1,092 (1,006)	% 43.2 (42.9)		
100～300人未満	1,255 (1,282)	192,452.0 (190,721.0)	人 801 (809)	人 655 (620)	人 1,920 (1,885)	人 395 (410)	人 186 (164)	人 4,467.5 (4,410.0)	人 534.0 (509.5)	人 2.32 (2.31)	企業 634 (637)	% 50.5 (49.7)		
300～500人未満	203 (194)	72,055.5 (66,911.0)	人 347 (348)	人 147 (156)	人 744 (798)	人 82 (104)	人 62 (59)	人 1,657.0 (1,731.5)	人 180.0 (181.0)	人 2.30 (2.59)	企業 75 (80)	% 36.9 (41.2)		
500～1000人未満	144 (146)	94,144.0 (92,034.0)	人 480 (476)	人 200 (186)	人 1,074 (999)	人 151 (129)	人 94 (63)	人 2,356.5 (2,233.0)	人 238.5 (209.0)	人 2.50 (2.43)	企業 71 (73)	% 49.3 (50.0)		
1,000人以上	85 (87)	245,538.0 (233,282.5)	人 1,327 (1,294)	人 559 (439)	人 3,893 (3,659)	人 354 (287)	人 238 (187)	人 7,402.0 (6,923.0)	人 860.5 (624.5)	人 3.01 (2.97)	企業 51 (48)	% 60.0 (55.2)		

注 1(1)①の表と同じ

② 障害種別雇用状況

区分	① 障害者の数 (注1)	② 身体障害者の数									③ 知的障害者の数						④ 精神障害者の数			
		a. 重度身体障害者 (注4)	b. 重度身体障害者である短時間労働者 (注4)	c. 重度以外の身体障害者 (注4)	d. 重度以外の身体障害者である短時間労働者 (注4)	e. 重度身体障害者である短時間労働者(注4)	f. 計 $a \times 2 + b + c + d + e \times 0.5$ (注2)(注3)	g. うち新規雇用分 (注5)	a. 重度知的障害者 (注4)	b. 重度知的障害者である短時間労働者 (注4)	c. 重度以外の知的障害者 (注4)	d. 重度以外の知的障害者である短時間労働者 (注4)	e. 重度知的障害者である特定短時間労働者 (注4)	f. 計 $a \times 2 + b + c + d + e \times 0.5$ (注2)(注3)	g. うち新規雇用分 (注5)	c. 精神障害者 (注4)	d. 精神障害者である短時間労働者 (注4)	e. 精神障害者である特定短時間労働者 (注4)	f. 計 $c + d + e \times 0.5$ (注3)	g. うち新規雇用分 (注5)
規模計	人 18,705.5 (17,987.5)	人 2,358 (2,333)	人 398 (407)	人 2,908 (2,883)	人 499 (464)	人 225 (196)	人 8,384.0 (8,286.0)	人 661.5 (615.0)	人 1,076 (1,041)	人 233 (223)	人 3,148 (3,008)	人 745 (754)	人 35 (58)	人 5,923.0 (5,719.0)	人 611.0 (527.0)	人 2,731 (2,498)	人 1,468 (1,349)	人 399 (271)	人 4,398.5 (3,982.5)	人 915.5 (729.5)
40.0～100人未満	人 2,822.5 (2,690.0)	人 394 (377)	人 89 (102)	人 547 (526)	人 114 (123)	人 31 (15)	人 1,496.5 (1,451.0)		人 85 (70)	人 42 (50)	人 269 (232)	人 148 (165)	人 3 (7)	人 556.5 (508.0)		人 340 (290)	人 407 (426)	人 45 (30)	人 769.5 (731.0)	
100～300人未満	人 4,467.5 (4,410.0)	人 632 (633)	人 111 (127)	人 820 (816)	人 142 (129)	人 69 (65)	人 2,300.5 (2,306.0)		人 169 (176)	人 73 (68)	人 472 (456)	人 253 (281)	人 9 (13)	人 1,014.0 (1,023.0)		人 628 (613)	人 471 (425)	人 108 (86)	人 1,153.0 (1,081.0)	
300～500人未満	人 1,657.0 (1,731.5)	人 231 (219)	人 34 (38)	人 251 (264)	人 42 (55)	人 21 (26)	人 778.5 (780.5)		人 116 (129)	人 18 (20)	人 221 (267)	人 40 (49)	人 2 (6)	人 492.0 (572.5)		人 272 (267)	人 95 (98)	人 39 (27)	人 386.5 (378.5)	
500～1000人未満	人 2,356.5 (2,233.0)	人 349 (351)	人 38 (39)	人 377 (383)	人 65 (53)	人 30 (23)	人 1,160.5 (1,162.0)		人 131 (125)	人 21 (18)	人 306 (257)	人 86 (76)	人 7 (10)	人 635.5 (568.0)		人 391 (359)	人 141 (129)	人 57 (30)	人 560.5 (503.0)	
1,000人以上	人 7,402.0 (6,923.0)	人 752 (753)	人 126 (101)	人 913 (894)	人 136 (104)	人 74 (67)	人 2,648.0 (2,586.5)		人 575 (541)	人 79 (67)	人 1,880 (1,796)	人 218 (183)	人 14 (22)	人 3,225.0 (3,047.5)		人 1,100 (969)	人 354 (271)	人 150 (98)	人 1,529.0 (1,289.0)	

注 1(2)②表と同じ

(3) 産業別の雇用状況

① 概況

区分	① 企業数	② 法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数(注1)	③ 障害者の数										④ 実雇用率 F÷②×100	⑤ 法定雇用率達成企業の数	⑥ 法定雇用率達成企業の割合
			A.重度身体障害者及び重度知的障害者(注3)	B.重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者である短時間労働者(注3)	C.重度以外の身体障害者及び知的障害者及び精神障害者である短時間労働者(注3)	D.重度以外の身体障害者及び知的障害者である短時間労働者(注3)	E.重度身体障害者及び精神障害者である短時間労働者(注3)	F. 計 A×2+B+C+(D+E)×0.5	G.うち新規雇用分(注4)						
産業計	4,215	761,367.0	3,434	2,099	8,787	1,244	659	18,705.5	2,188.0	2.46	%	1,923	45.6		
	(4,053)	(727,357.0)	(3,374)	(1,979)	(8,389)	(1,218)	(525)	(17,987.5)	(1,871.5)	(2.47)	(%)	(1,844)	(45.5)		
農、林、漁業	11	806.0	2	1	2	-	-	7.0	2.0	0.87	%	3	27.3		
	(9)	(570.0)	(1)	(1)	(2)	(-)	(-)	(5.0)	(-)	(0.88)	(%)	(3)	(33.3)		
鉱業,採石業, 砂利採取業	2	252.0	3	-	1	-	-	7.0	-	2.78	%	2	100.0		
	(2)	(229.0)	(3)	(-)	(1)	(-)	(-)	(7.0)	(-)	(3.06)	(%)	(2)	(100.0)		
建設業	221	22,027.5	97	28	164	6	4	391.0	45.5	1.78	%	84	38.0		
	(177)	(17,710.0)	(91)	(19)	(143)	(4)	(3)	(347.5)	(31.0)	(1.96)	(%)	(84)	(47.5)		
製造業	1,157	193,466.5	977	211	2,292	98	59	4,535.5	364.0	2.34	%	588	50.8		
	(1,158)	(196,358.5)	(986)	(190)	(2,242)	(104)	(50)	(4,481.0)	(346.5)	(2.28)	(%)	(543)	(46.9)		
電気・ガス・熱供 給・水道業	7	1,415.0	7	-	12	-	-	26.0	2.0	1.84	%	4	57.1		
	(8)	(1,478.5)	(7)	(2)	(14)	(-)	(-)	(30.0)	(5.0)	(2.03)	(%)	(4)	(50.0)		
情報通信業	54	7,337.5	31	10	77	2	2	151.0	15.5	2.06	%	26	48.1		
	(60)	(7,796.0)	(28)	(6)	(80)	(2)	(1)	(143.5)	(16.0)	(1.84)	(%)	(24)	(40.0)		
運輸業,郵便業	495	78,063.0	338	123	828	90	70	1,707.0	131.5	2.19	%	229	46.3		
	(445)	(68,686.5)	(313)	(121)	(798)	(74)	(51)	(1,607.5)	(130.5)	(2.34)	(%)	(214)	(48.1)		
卸売業,小売業	471	138,314.0	659	339	2,188	178	142	4,005.0	572.0	2.90	%	175	37.2		
	(469)	(137,283.0)	(638)	(272)	(2,040)	(139)	(104)	(3,709.5)	(415.5)	(2.70)	(%)	(159)	(33.9)		
金融業,保険業	19	8,386.0	45	13	84	10	3	193.5	8.5	2.31	%	8	42.1		
	(18)	(8,151.0)	(45)	(8)	(86)	(7)	(1)	(188.0)	(15.0)	(2.31)	(%)	(7)	(38.9)		
不動産業, 物品販賣業	59	12,666.5	57	21	101	10	7	244.5	22.0	1.93	%	16	27.1		
	(63)	(13,041.5)	(55)	(27)	(101)	(8)	(4)	(244.0)	(23.5)	(1.87)	(%)	(15)	(23.8)		
学術研究,専門, 技術サービス業	87	11,493.5	56	31	75	19	5	230.0	22.0	2.00	%	37	42.5		
	(78)	(10,053.5)	(48)	(30)	(68)	(13)	(2)	(201.5)	(16.5)	(2.00)	(%)	(32)	(41.0)		
宿泊業,飲食 サービス業	54	20,969.0	75	53	352	78	21	604.5	58.0	2.88	%	24	44.4		
	(57)	(20,007.5)	(82)	(45)	(350)	(81)	(19)	(609.0)	(28.5)	(3.04)	(%)	(29)	(50.9)		
生活関連サービ ス業,娯楽業	120	12,609.0	56	29	110	18	18	269.0	24.5	2.13	%	45	37.5		
	(124)	(12,615.5)	(51)	(28)	(113)	(26)	(12)	(262.0)	(24.5)	(2.08)	(%)	(45)	(36.3)		
教育,学習支援業	102	25,023.0	103	49	201	22	11	472.5	80.0	1.89	%	34	33.3		
	(96)	(22,326.5)	(98)	(33)	(157)	(14)	(10)	(398.0)	(41.0)	(1.78)	(%)	(28)	(29.2)		
医療,福祉	903	153,480.5	610	1,026	1,470	575	217	4,112.0	667.5	2.68	%	450	49.8		
	(831)	(137,548.0)	(601)	(1,036)	(1,374)	(612)	(179)	(4,007.5)	(622.0)	(2.91)	(%)	(440)	(52.9)		
複合サービス事業	22	13,200.0	65	26	144	39	31	335.0	16.0	2.54	%	9	40.9		
	(22)	(13,118.0)	(59)	(31)	(145)	(46)	(22)	(328.0)	(16.0)	(2.50)	(%)	(7)	(31.8)		
サービス業	431	61,858.0	253	139	686	99	69	1,415.0	157.0	2.29	%	189	43.9		
	(436)	(60,384.0)	(268)	(130)	(675)	(88)	(67)	(1,418.5)	(140.0)	(2.35)	(%)	(208)	(47.7)		

注 1 (1)①の表と同じ

② 障害種別雇用状況

区分	① 障害者の数		② 身体障害者の数										③ 知的障害者の数										④ 精神障害者の数									
	a. 重度身体障害者(注4)	b. 重度身体障害者である短時間労働者(注4)	c. 重度以外の身体障害者(注4)	d. 重度以外の身体障害者である短時間労働者(注4)	e. 重度身体障害者である特定短時間労働者(注4)	f. 計 a×2+b+c+(d+e)×0.5	g. うち新規雇用分(注5)	h. 重度知的障害者(注4)	i. 重度知的障害者である短時間労働者(注4)	j. 重度以外の知的障害者(注4)	k. 重度知的障害者である特定短時間労働者(注4)	l. 計 a×2+b+c+(d+e)×0.5	g. うち新規雇用分(注5)	m. 精神障害者(注4)	n. 精神障害者である短時間労働者(注4)	o. 精神障害者である特定短時間労働者(注4)	p. 計 c+d+e×0.5	q. うち新規雇用分(注5)														
産業	18,705.5	2,358	人 (17,987.5)	人 (2,333)	人 (407)	人 (2,883)	人 (464)	人 (196)	人 (8,286.0)	人 (615.0)	人 (1,041)	人 (223)	人 (3,008)	人 (754)	人 (58)	人 (5,719.0)	人 (527.0)	人 (2,498)	人 (1,349)	人 (271)	人 (3,982.5)	人 (915.5)	人 (729.5)									
農、林、漁業	7.0	1	人 (5.0)	人 (-)	人 (-)	人 (-)	人 (-)	人 (-)	人 (2.0)	人 (-)	人 (1)	人 (1)	人 (2)	人 (-)	人 (-)	人 (5.0)	人 (-)	人 (-)	人 (-)	人 (-)	人 (-)	人 (1.0)	人 (-)									
鉱業、採石業、砂利採取業	7.0	3	人 (7.0)	人 (3)	人 (-)	人 (-)	人 (-)	人 (-)	人 (6.0)	人 (-)	人 (-)	人 (-)	人 (-)	人 (-)	人 (-)	人 (-)	人 (-)	人 (-)	人 (1)	人 (-)	人 (-)	人 (1.0)	人 (1.0)									
建設業	391.0	86	人 (347.5)	人 (81)	人 (9)	人 (77)	人 (3)	人 (1)	人 (268.5)	人 (-)	人 (10)	人 (2)	人 (10)	人 (1)	人 (-)	人 (32.5)	人 (-)	人 (63)	人 (8)	人 (2)	人 (65.0)	人 (78.0)										
製造業	4,535.5	718	人 (4,481.0)	人 (734)	人 (46)	人 (882)	人 (38)	人 (19)	人 (2,377.0)	人 (-)	人 (252)	人 (27)	人 (719)	人 (66)	人 (3)	人 (1,284.5)	人 (-)	人 (714)	人 (117)	人 (28)	人 (772.0)	人 (866.0)										
電気・ガス・熱供給・水道業	26.0	7	人 (30.0)	人 (7)	人 (-)	人 (8)	人 (-)	人 (-)	人 (20.0)	人 (-)	人 (-)	人 (-)	人 (-)	人 (-)	人 (-)	人 (-)	人 (-)	人 (5)	人 (2)	人 (-)	人 (-)	人 (5.0)										
情報通信業	151.0	27	人 (143.5)	人 (24)	人 (-)	人 (28)	人 (2)	人 (1)	人 (82.0)	人 (-)	人 (4)	人 (-)	人 (5)	人 (-)	人 (-)	人 (13.0)	人 (-)	人 (45)	人 (6)	人 (-)	人 (-)	人 (55.0)										
運輸業、郵便業	1,707.0	245	人 (1,607.5)	人 (221)	人 (36)	人 (332)	人 (39)	人 (19)	人 (918.0)	人 (-)	人 (92)	人 (10)	人 (239)	人 (35)	人 (3)	人 (452.0)	人 (-)	人 (241)	人 (75)	人 (29)	人 (316.5)	人 (331.0)										
卸売業、小売業	4,005.0	310	人 (3,709.5)	人 (319)	人 (64)	人 (440)	人 (51)	人 (33)	人 (1,195.5)	人 (-)	人 (319)	人 (40)	人 (1,063)	人 (88)	人 (14)	人 (1,792.0)	人 (-)	人 (555)	人 (168)	人 (57)	人 (733.5)	人 (860.5)										
金融業、保険業	193.5	32	人 (188.0)	人 (32)	人 (3)	人 (31)	人 (7)	人 (-)	人 (101.5)	人 (-)	人 (13)	人 (-)	人 (15)	人 (-)	人 (-)	人 (41.0)	人 (-)	人 (41)	人 (5)	人 (1)	人 (45.5)	人 (51.5)										
不動産業、物品販賣業	244.5	45	人 (244.0)	人 (43)	人 (11)	人 (44)	人 (2)	人 (1)	人 (144.0)	人 (-)	人 (12)	人 (-)	人 (24)	人 (6)	人 (-)	人 (51.0)	人 (-)	人 (38)	人 (16)	人 (3)	人 (50.5)	人 (52.5)										
学術研究、専門・技術サービス業	230.0	44	人 (201.5)	人 (37)	人 (13)	人 (29)	人 (7)	人 (2)	人 (136.5)	人 (-)	人 (11)	人 (1)	人 (15)	人 (6)	人 (-)	人 (41.0)	人 (-)	人 (25)	人 (16)	人 (-)	人 (40.0)	人 (43.5)										
宿泊業、飲食サービス業	604.5	33	人 (609.0)	人 (36)	人 (7)	人 (46)	人 (5)	人 (7)	人 (134.5)	人 (-)	人 (46)	人 (20)	人 (265)	人 (76)	人 (7)	人 (418.5)	人 (-)	人 (41)	人 (18)	人 (5)	人 (59.5)	人 (66.5)										
生活関連サービス業、娯楽業	269.0	26	人 (262.0)	人 (23)	人 (6)	人 (25)	人 (14)	人 (5)	人 (89.5)	人 (-)	人 (28)	人 (7)	人 (57)	人 (12)	人 (1)	人 (126.5)	人 (-)	人 (29)	人 (15)	人 (6)	人 (49.0)	人 (53.5)										
教育・学習支援業	472.5	94	人 (398.0)	人 (89)	人 (10)	人 (88)	人 (10)	人 (5)	人 (316.0)	人 (-)	人 (9)	人 (3)	人 (23)	人 (4)	人 (-)	人 (46.0)	人 (-)	人 (67)	人 (20)	人 (5)	人 (68.5)	人 (103.0)										
医療、福祉	4,112.0	472	人 (4,007.5)	人 (461)	人 (136)	人 (504)	人 (203)	人 (58)	人 (1,713.5)	人 (-)	人 (140)	人 (100)	人 (334)	人 (409)	人 (24)	人 (930.5)	人 (-)	人 (579)	人 (800)	人 (97)	人 (1,384.5)	人 (1,460.0)										
複合サービス事業	335.0	41	人 (328.0)	人 (36)	人 (5)	人 (45)	人 (12)	人 (8)	人 (137.5)	人 (-)	人 (23)	人 (6)	人 (76)	人 (34)	人 (3)	人 (146.5)	人 (-)	人 (30)	人 (20)	人 (11)	人 (49.5)	人 (53.0)										
サービス業	1,415.0	174	人 (1,418.5)	人 (187)	人 (61)	人 (304)	人 (71)	人 (37)	人 (742.0)	人 (-)	人 (81)	人 (6)	人 (161)	人 (17)	人 (3)	人 (339.0)	人 (-)	人 (226)	人 (63)	人 (27)	人 (286.5)	人 (317.5)										

注 ①②の表と同じ

③ 製造業における雇用状況（概況）

区分	① 企業数	② 法定雇用障害者数 の算定の基礎となる 労働者数 (注1)	③ 障害者の数									④ 実雇用率 $F \div ② \times 100$	⑤ 法定雇用率達成 企業の数	⑥ 法定雇用率達成 企業の割合
			A.重度身体障 害者	B.重度身体障 害者、重度知的障 害者及び精神障 害者である短時 間労働者(注3)	C.重度以外の 身体障害者、知 的障害者及び精 神障害者(注3)(注4)	D.重度以外の身 体障害者及び知 的障害者である 短時間労働者 (注3)(注5)	E.重度身体障 害者である特定 短時間労働者 (注3)	F. 計 $A \times 2 + B + C + (D + E) \times 0.5$ (注2)	G.うち新規雇用 分(注4)					
製造業計	企業 1,157	人 193,466.5	人 977	人 211	人 2,292	人 98	人 59	人 4,535.5	人 364.0	% 2.34	企業 588	% 50.8		
	(1,158)	(196,358.5)	(986)	(190)	(2,242)	(104)	(50)	(4,481.0)	(346.5)	(2.28)	(543)	(46.9)		
食料品・たばこ	企業 156	人 35,754.5	人 171	人 72	人 537	人 60	人 30	人 996.0	人 100.5	% 2.79	企業 89	% 57.1		
	(162)	(38,708.0)	(187)	(63)	(597)	(58)	(26)	(1,076.0)	(101.5)	(2.78)	(93)	(57.4)		
織維・衣服	企業 16	人 1,178.5	人 3	人 3	人 7	-	-	人 16.0	人 6.0	% 1.36	企業 7	% 43.8		
	(15)	(1,149.0)	(4)	(2)	(8)	(1)	(-)	(18.5)	(5.0)	(1.61)	(5)	(33.3)		
木材・家具	企業 6	人 601.5	-	-	人 8	-	-	人 8.0	人 2.0	% 1.33	企業 3	% 50.0		
	(7)	(685.5)	(1)	(-)	(7)	(-)	(-)	(9.0)	(1.0)	(1.31)	(3)	(42.9)		
パルプ・紙・印刷	企業 129	人 16,986.5	人 92	人 29	人 189	人 10	人 9	人 411.5	人 16.0	% 2.42	企業 65	% 50.4		
	(136)	(17,586.0)	(100)	(31)	(188)	(10)	(9)	(428.5)	(21.0)	(2.44)	(70)	(51.5)		
化学工業	企業 124	人 17,854.5	人 83	人 22	人 208	人 6	人 3	人 400.5	人 38.0	% 2.24	企業 64	% 51.6		
	(113)	(17,527.5)	(75)	(19)	(185)	(9)	(3)	(360.0)	(32.5)	(2.05)	(48)	(42.5)		
窯業・土石	企業 19	人 2,135.0	人 6	-	人 17	-	-	人 29.0	人 1.0	% 1.36	企業 6	% 31.6		
	(20)	(2,236.0)	(8)	(-)	(14)	(-)	(-)	(30.0)	(-)	(1.34)	(5)	(25.0)		
鉄鋼	企業 21	人 2,741.5	人 15	人 3	人 33	人 1	-	人 66.5	人 7.0	% 2.43	企業 14	% 66.7		
	(18)	(2,255.0)	(13)	(2)	(28)	(2)	(-)	(57.0)	(2.5)	(2.53)	(12)	(66.7)		
非鉄金属	企業 32	人 3,013.0	人 7	人 1	人 25	人 1	人 1	人 41.0	人 6.0	% 1.36	企業 10	% 31.3		
	(26)	(2,531.5)	(6)	(2)	(21)	(1)	(-)	(35.5)	(2.0)	(1.40)	(10)	(38.5)		
金属製品	企業 138	人 11,667.5	人 48	人 12	人 125	人 5	人 3	人 237.0	人 19.0	% 2.03	企業 71	% 51.4		
	(146)	(12,148.0)	(45)	(9)	(118)	(5)	(1)	(220.0)	(22.0)	(1.81)	(65)	(44.5)		
電気機械	企業 121	人 23,022.0	人 123	人 14	人 233	人 2	人 3	人 495.5	人 31.0	% 2.15	企業 56	% 46.3		
	(114)	(22,170.5)	(129)	(10)	(213)	(3)	(6)	(485.5)	(35.5)	(2.19)	(46)	(40.4)		
その他機械	企業 253	人 54,090.5	人 288	人 37	人 630	人 6	人 7	人 1,249.5	人 84.0	% 2.31	企業 130	% 51.4		
	(252)	(53,740.0)	(284)	(40)	(600)	(10)	(4)	(1,215.0)	(101.0)	(2.26)	(120)	(47.6)		
その他	企業 142	人 24,421.5	人 141	人 18	人 280	人 7	人 3	人 585.0	人 53.5	% 2.40	企業 73	% 51.4		
	(149)	(25,621.5)	(134)	(12)	(263)	(5)	(1)	(546.0)	(22.5)	(2.13)	(66)	(44.3)		

注 1 (1)①の表と同じ

④ 製造業における雇用状況（障害種別）

区分	① 障害者の数 (注1)	②身体障害者の数												③知的障害者の数						④精神障害者の数					
		a.重度身体障害者(注4)	b.重度身体障害者である短時間労働者(注4)	c.重度以外の身体障害者(注4)	d.重度以外の身体障害者である短時間労働者(注4)	e.重度身体障害者である特定短時間労働者(注4)	f.計 a×2+b+c+(d+e)×0.5 (注2)(注3)	a.重度知的障害者(注4)	b.重度知的障害者である短時間労働者(注4)	c.重度以外の知的障害者(注4)	d.重度以外の知的障害者である短時間労働者(注4)	e.重度知的障害者である特定短時間労働者(注4)	f.計 a×2+b+c+(d+e)×0.5 (注2)(注3)	c.精神障害者(注4)	d.精神障害者である特定短時間労働者(注4)	e.精神障害者である短時間労働者である特定短時間労働者(注4)	f.計 c+d+e×0.5 (注3)								
製造業計	人 4,535.5 (4,481.0)	人 718 (734)	人 48 (46)	人 867 (882)	人 39 (38)	人 13 (19)	人 2,377.0 (2,424.5)	人 259 (252)	人 31 (27)	人 711 (719)	人 59 (66)	人 6 (3)	人 1,292.5 (1,284.5)	人 714 (641)	人 132 (117)	人 40 (28)	人 866.0 (772.0)								
食料品・たばこ	人 996.0 (1,076.0)	人 74 (81)	人 15 (14)	人 98 (128)	人 20 (12)	人 5 (12)	人 273.5 (316.0)	人 97 (106)	人 11 (12)	人 291 (325)	人 40 (46)	人 5 (1)	人 518.5 (572.5)	人 148 (144)	人 46 (37)	人 20 (13)	人 204.0 (187.5)								
織維工業	人 16.0 (18.5)	人 1 (3)	人 - (-)	人 2 (2)	人 - (-)	人 - (-)	人 4.0 (8.0)	人 2 (1)	人 - (-)	人 3 (5)	人 - (1)	人 - (-)	人 7.0 (7.5)	人 2 (1)	人 3 (2)	人 - (-)	人 5.0 (3.0)								
木材・家具	人 8.0 (9.0)	人 - (1)	人 - (-)	人 6 (5)	人 - (-)	人 - (-)	人 6.0 (7.0)	人 - (-)	人 - (-)	人 1 (1)	人 - (-)	人 - (-)	人 1.0 (1.0)	人 1 (1)	人 - (-)	人 - (-)	人 1.0 (1.0)								
パルプ・紙・印刷	人 411.5 (428.5)	人 75 (84)	人 6 (6)	人 86 (92)	人 6 (6)	人 2 (2)	人 246.0 (270.0)	人 17 (16)	人 2 (2)	人 51 (48)	人 4 (4)	人 1 (1)	人 89.5 (84.5)	人 52 (48)	人 21 (23)	人 6 (6)	人 76.0 (74.0)								
化学工業	人 400.5 (360.0)	人 62 (55)	人 5 (7)	人 86 (76)	人 3 (5)	人 1 (1)	人 217.0 (196.0)	人 21 (20)	人 3 (3)	人 51 (49)	人 3 (4)	人 - (1)	人 97.5 (94.5)	人 71 (60)	人 14 (9)	人 2 (1)	人 86.0 (69.5)								
窯業・土石	人 29.0 (30.0)	人 6 (8)	人 - (-)	人 11 (10)	人 - (-)	人 - (-)	人 23.0 (26.0)	人 - (-)	人 - (-)	人 1 (1)	人 - (-)	人 - (-)	人 1.0 (1.0)	人 5 (3)	人 - (-)	人 - (-)	人 5.0 (3.0)								
鉄鋼	人 66.5 (57.0)	人 13 (12)	人 1 (-)	人 20 (18)	人 1 (1)	人 - (-)	人 47.5 (42.5)	人 2 (1)	人 1 (1)	人 4 (2)	人 - (1)	人 - (-)	人 9.0 (5.5)	人 9 (8)	人 1 (1)	人 - (-)	人 10.0 (9.0)								
非鉄金属	人 41.0 (35.5)	人 6 (5)	人 - (-)	人 11 (13)	人 - (-)	人 - (-)	人 23.5 (23.0)	人 1 (1)	人 - (-)	人 7 (5)	人 1 (1)	人 - (-)	人 9.5 (7.5)	人 7 (3)	人 1 (2)	人 - (-)	人 8.0 (5.0)								
金属製品	人 237.0 (220.0)	人 30 (30)	人 5 (3)	人 60 (57)	人 - (2)	人 1 (1)	人 125.5 (121.5)	人 18 (15)	人 - (-)	人 36 (37)	人 5 (3)	人 - (-)	人 74.5 (68.5)	人 29 (24)	人 7 (6)	人 2 (-)	人 37.0 (30.0)								
電気機械	人 495.5 (485.5)	人 111 (117)	人 3 (2)	人 112 (107)	人 2 (3)	人 1 (3)	人 338.5 (346.0)	人 12 (12)	人 2 (1)	人 36 (33)	人 - (-)	人 - (-)	人 62.0 (58.0)	人 85 (73)	人 9 (7)	人 2 (3)	人 95.0 (81.5)								
その他機械	人 1,249.5 (1,215.0)	人 236 (237)	人 8 (9)	人 272 (266)	人 3 (6)	人 - (-)	人 754.5 (752.0)	人 52 (47)	人 8 (7)	人 158 (147)	人 3 (4)	人 - (-)	人 271.5 (250.0)	人 200 (187)	人 21 (24)	人 5 (4)	人 223.5 (213.0)								
その他	人 585.0 (546.0)	人 104 (101)	人 5 (5)	人 103 (108)	人 4 (3)	人 - (-)	人 318.0 (316.5)	人 37 (33)	人 4 (1)	人 72 (66)	人 3 (2)	人 - (-)	人 151.5 (134.0)	人 105 (89)	人 9 (6)	人 3 (1)	人 115.5 (95.5)								

注 1 (1)②の表と同じ

(4) 民間企業における雇用状況の推移

(各年6月1日現在)

年	障害者の数(人)				実雇用率(%)				法定雇用率達成企業の割合 (%)			
	埼玉県		全 国		埼玉県		全 国		埼玉県		全 国	
		対前年増減		対前年増減		対前年増減		対前年増減		対前年増減		対前年増減
平成 15 年	4,755	123	247,093	809	1.38	0.00	1.48	0.01	39.4	0.0	42.5	0.0
16	5,186	431	257,939	10,846	1.39	0.01	1.46	△ 0.02	39.4	0.0	41.7	△ 0.8
17	5,728	542	269,066	11,127	1.41	0.02	1.49	0.03	39.3	△ 0.1	42.1	0.4
18	5,844.0	116.0	283,750.5	14,684.5	1.45	0.04	1.52	0.03	39.9	0.6	43.4	1.3
19	6,599.5	755.5	302,716.0	18,965.5	1.46	0.01	1.55	0.03	40.1	0.2	43.8	0.4
20	7,064.0	464.5	325,603.0	22,887.0	1.50	0.04	1.59	0.04	41.0	0.9	44.9	1.1
21	7,415.0	351.0	332,811.5	7,208.5	1.54	0.04	1.63	0.04	41.6	0.6	45.5	0.6
22	7,817.5	402.5	342,973.5	10,162.0	1.59	0.05	1.68	0.05	40.4	△ 1.2	47.0	1.5
23	8,403.5	586.0	366,199.0	23,225.5	1.51	△ 0.08	1.65	△ 0.03	39.0	△ 1.4	45.3	△ 1.7
24	9,166.0	762.5	382,363.5	16,164.5	1.62	0.11	1.69	0.04	43.9	4.9	46.8	1.5
25	10,372.0	1,206.0	408,947.5	26,584.0	1.71	0.09	1.76	0.07	39.9	△ 4.0	42.7	△ 4.1
26	11,066.0	694.0	431,225.5	22,278.0	1.80	0.09	1.82	0.06	43.7	3.8	44.7	2.0
27	11,531.0	465.0	453,133.5	21,908.0	1.86	0.06	1.88	0.06	45.8	2.1	47.2	2.5
28	11,984.0	453.0	474,374.0	21,240.5	1.93	0.07	1.92	0.04	49.0	3.2	48.8	1.6
29	12,912.5	928.5	495,795.0	21,421.0	2.01	0.08	1.97	0.05	49.4	0.4	50.0	1.2
30	14,504.5	1,592.0	534,769.5	38,974.5	2.15	0.14	2.05	0.08	46.1	△ 3.3	45.9	△ 4.1
令和 元	15,478.0	973.5	560,608.5	25,839.0	2.22	0.07	2.11	0.06	48.8	2.7	48.0	2.1
2	16,140.0	662.0	578,292.0	17,683.5	2.30	0.08	2.15	0.04	49.5	0.7	48.6	0.6
3	16,555.5	415.5	597,786.0	19,494.0	2.32	0.02	2.20	0.05	47.8	△ 1.7	47.0	△ 1.6
4	17,060.5	505.0	613,958.0	16,172.0	2.37	0.05	2.25	0.05	48.8	1.0	48.3	1.3
5	17,357.0	296.5	642,178.0	28,220.0	2.42	0.05	2.33	0.08	49.6	0.8	50.1	1.8
6	17,987.5	630.5	677,461.5	35,283.5	2.47	0.05	2.41	0.08	45.5	△ 4.1	46.0	△ 4.1
7	18,705.5	718.0	704,610.0	27,148.5	2.46	△ 0.01	2.41	0.00	45.6	0.1	46.0	0.0

注1

障害者の数とは、次に掲げる者の合計である。

平成17年まで

身体障害者(重度身体障害者はダブルカウント)、
知的障害者(重度知的障害者はダブルカウント)、
重度身体障害者又は重度知的障害者である短時間労働者

平成23年以降

身体障害者(重度身体障害者はダブルカウント)、
知的障害者(重度知的障害者はダブルカウント)、
精神障害者、
重度身体障害者、重度知的障害者、重度以外身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者(重度以外身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者は0.5カウント)(※)

※ 平成30年から令和4年までは、精神障害者である短時間労働者であっても、次のいずれかに該当する者についてのみ、1人分とカウントしている。

- ① 報告年の3年前の年に属する6月2日以降に採用された者であること
- ② 報告年の3年前の年に属する6月2日より前に採用された者で、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者であること

令和5年以降は、精神障害者である短時間労働者については、1人分とカウントしている。

平成18年以降平成22年まで

身体障害者(重度身体障害者はダブルカウント)、
知的障害者(重度知的障害者はダブルカウント)、
精神障害者、
重度身体障害者、重度知的障害者又は精神障害者である短時間労働者
(精神障害者である短時間労働者は0.5カウント)

令和6年以降

身体障害者(重度身体障害者はダブルカウント)、
知的障害者(重度知的障害者はダブルカウント)、
精神障害者、
重度身体障害者、重度知的障害者、精神障害者である短時間労働者、
重度以外身体障害者及び知的障害者である短時間労働者(0.5カウント)
重度身体障害者、重度知的障害者、精神障害者である特定短時間労働者(0.5カウント)

(5) 障害者不足数階級別の法定雇用率未達成企業数

区分	①法定雇用率未達成企業の数	②不足数							③障害者の数が0人である企業数
		0.5人又は1人	1.5人又は2人	2.5人又は3人	3.5人又は4人	4.5人以上9人以下	9.5人以上20人以下	20.5人以上	
規模計	2,292 (100.0%)	1,582 (69.0%)	414 (18.1%)	151 (6.6%)	75 (3.3%)	63 (2.7%)	6 (0.3%)	1 (0.0%)	1,379 (60.2%)
40-100人未満	1,436 (100.0%)	1,300 (90.5%)	136 (9.5%)	—	—	—	—	—	1,267 (88.2%)
100-300人未満	621 (100.0%)	250 (40.3%)	230 (37.0%)	97 (15.6%)	40 (6.4%)	4 (0.6%)	—	—	112 (18.0%)
300-500人未満	128 (100.0%)	21 (16.4%)	25 (19.5%)	31 (24.2%)	25 (19.5%)	26 (20.3%)	0 (0.0%)	—	0 (0.0%)
500-1,000人未満	73 (100.0%)	10 (13.7%)	15 (20.5%)	18 (24.7%)	8 (11.0%)	22 (30.1%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
1,000人以上	34 (100.0%)	1 (2.9%)	8 (23.5%)	5 (14.7%)	2 (5.9%)	11 (32.4%)	6 (17.6%)	1 (2.9%)	0 (0.0%)

注 1 上段は企業数、下段は当該企業規模階級内における構成比。

2 ②欄の「不足数」とは、法定雇用率を達成するために、現在の雇用障害者数に加えて雇用しなければならない障害者の数である。

(6) 身体障害者の部位別雇用状況

① 概況

区分	障害者の雇用の促進等に関する法律別表に掲げる種類別の身体障害者数					※実人数
	視覚障害者	聴覚又は平衡機能障害者	音声・言語・そしゃく機能障害者	肢体不自由者	内部障害者	
民間企業	人 346 (345)	人 803 (829)	人 88 (90)	人 2,749 (2,724)	人 2,402 (2,295)	人 6,388 (6,283)

注「身体障害者計」欄には、種類別の身体障害者数について未記入の場合は含まれない。

② 企業規模別の雇用状況

区分	障害者の雇用の促進等に関する法律別表に掲げる種類別の身体障害者数					※実人数
	視覚障害者	聴覚又は平衡機能障害者	音声・言語・そしゃく機能障害者	肢体不自由者	内部障害者	
40.0～100人未満	人 66 (63)	人 112 (135)	人 17 (20)	人 519 (501)	人 461 (424)	人 1,175 (1,143)
100～300人未満	人 82 (90)	人 256 (264)	人 26 (21)	人 743 (739)	人 667 (656)	人 1,774 (1,770)
300～500人未満	人 38 (39)	人 55 (61)	人 6 (7)	人 240 (263)	人 240 (232)	人 579 (602)
500～1,000人未満	人 45 (46)	人 92 (79)	人 14 (15)	人 372 (387)	人 336 (322)	人 859 (849)
1,000人以上	人 115 (107)	人 288 (290)	人 25 (27)	人 875 (834)	人 698 (661)	人 2,001 (1,919)

注 1(6)①の表と同じ。

③ 産業別の雇用状況

区分	障害者の雇用の促進等に関する法律別表に掲げる種類別の身体障害者数					※実人数
	視覚障害者	聴覚又は平衡機能障害者	音声・言語・そしゃく機能障害者	肢体不自由者	内部障害者	
農、林、漁業	人 0 (0)	人 0 (0)	人 0 (0)	人 1 (0)	人 0 (0)	人 1 (0)
鉱業、採石業、砂利採取業	人 0 (0)	人 0 (0)	人 0 (0)	人 0 (0)	人 3 (3)	人 3 (3)
建設業	人 3 (3)	人 15 (15)	人 1 (1)	人 80 (76)	人 87 (76)	人 186 (171)
製造業	人 59 (55)	人 299 (319)	人 16 (17)	人 732 (727)	人 579 (601)	人 1,685 (1,719)
電気・ガス・熱供給・水道業	人 1 (1)	人 0 (0)	人 1 (1)	人 8 (8)	人 3 (3)	人 13 (15)
情報通信業	人 3 (3)	人 6 (7)	人 0 (0)	人 26 (30)	人 21 (15)	人 56 (55)
運輸業、郵便業	人 12 (12)	人 73 (74)	人 14 (14)	人 310 (272)	人 296 (275)	人 705 (647)
卸売業、小売業	人 42 (39)	人 108 (98)	人 18 (16)	人 394 (402)	人 375 (352)	人 937 (907)
金融業、保険業	人 5 (4)	人 9 (8)	人 1 (1)	人 33 (33)	人 27 (27)	人 75 (73)
不動産業、物品賃貸業	人 4 (5)	人 16 (14)	人 2 (1)	人 42 (44)	人 39 (37)	人 103 (101)
学術研究、専門・技術サービス業	人 5 (5)	人 13 (14)	人 3 (3)	人 35 (35)	人 41 (41)	人 97 (97)
宿泊業、飲食サービス業	人 2 (2)	人 13 (16)	人 2 (4)	人 42 (40)	人 52 (39)	人 111 (101)
生活関連サービス業、娯楽業	人 1 (2)	人 7 (16)	人 2 (4)	人 24 (40)	人 36 (39)	人 70 (70)
教育、学習支援業	人 11 (11)	人 18 (13)	人 3 (3)	人 119 (107)	人 83 (68)	人 234 (202)
医療、福祉	人 170 (172)	人 167 (176)	人 17 (16)	人 569 (575)	人 456 (423)	人 1,379 (1,362)
複合サービス事業	人 5 (5)	人 4 (3)	人 2 (4)	人 47 (46)	人 49 (48)	人 107 (106)
サービス業	人 23 (25)	人 55 (66)	人 6 (8)	人 287 (297)	人 255 (264)	人 626 (660)

注 1(6)①の表と同じ。

〈詳細表〉

2 地方公共団体における在職状況

(1) 埼玉県の機関 (法定雇用率2.8%)

① 概況

区分	① 機関数	② 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数(注1)	③ 障害者の数									④ 実雇用率 $F \div ② \times 100$	⑤ 法定雇用率達成機関の数	⑥ 法定雇用率達成機関の割合
			A. 重度身体障害者及び重度知的障害者(注3)	B. 重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者である短時間勤務職員(注3)	C. 重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者(注3)	D. 重度以外の身体障害者及び知的障害者である短時間勤務職員(注3)	E. 重度身体障害者及び重度知的障害者である特定短時間勤務職員(注3)	F. 計 $A \times 2 + B + C + (D \times 0.5) + E \times 0.5$	G. うち新規雇用分(注4)					
計	機関 5 (5)	人 10,053.0 (9,949.0)	人 82 (78)	人 11 (11)	人 118 (114)	人 14 (15)	人 4 (3)	人 302.0 (290.0)	人 13.0 (23.0)	人 3.00 (2.91)	機関 5 (5)	人 100.0 (100.0)	人 100.0 (100.0)	
知事部局	機関 1 (1)	人 7,861.0 (7,769.0)	人 65 (62)	人 4 (4)	人 94 (89)	人 7 (8)	人 3 (2)	人 233.0 (222.0)	人 11.5 (16.0)	人 2.96 (2.86)	機関 1 (1)	人 100.0 (100.0)	人 100.0 (100.0)	
その他の機関	機関 4 (4)	人 2,192.0 (2,180.0)	人 17 (16)	人 7 (7)	人 24 (25)	人 7 (7)	人 1 (1)	人 69.0 (68.0)	人 1.5 (7.0)	人 3.15 (3.12)	機関 4 (4)	人 100.0 (100.0)	人 100.0 (100.0)	

注1 ②欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数(旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数)を除いた職員数である。

2 法令上、③a欄の「重度身体障害者及び重度知的障害者」については、1人を2人に相当するものとしており、F欄の計を算出するに当たりダブルカウントを行い、D欄の「重度以外の身体障害者及び知的障害者である短時間勤務職員」

及びE欄の「重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者である特定短時間勤務職員」については、1人を0.5人に相当するものとしており、F欄の計を算出するに当たり0.5カウントとしている。

3 A、C欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の職員、B、D欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の職員、E欄は1週間の所定労働時間が10時間以上20時間未満の職員である。

4 G欄の「うち新規雇用分」は令和6年6月2日から令和7年6月1までの1年間に新規に雇い入れられた障害者数である。

5 ()内は令和6年6月1日現在の数値である。

② 障害種別在職状況

区分	① 障害者の数(注1)	② 身体障害者の数						③ 知的障害者の数						④ 精神障害者の数						
		a. 重度身体障害者(注4)	b. 重度身体障害者である短時間勤務職員(注4)	c. 重度以外の身体障害者である短時間勤務職員(注4)	d. 重度以外の身体障害者である特定短時間勤務職員(注4)	e. 計 $a \times 2 + b + c + (d \times 0.5) + e \times 0.5$	f. うち新規雇用分(注5)	a. 重度知的障害者(注4)	b. 重度知的障害者である短時間勤務職員(注4)	c. 重度以外の知的障害者(注4)	d. 重度知的障害者である特定短時間勤務職員(注4)	e. 計 $a \times 2 + b + c + (d \times 0.5) + e \times 0.5$	f. うち新規雇用分(注5)	a. 精神障害者(注4)	b. 精神障害者である短時間勤務職員(注4)	c. 精神障害者である特定短時間勤務職員(注4)	d. 精神障害者である短時間勤務職員(注4)	e. 計 $a \times 2 + b + c + (d \times 0.5) + e \times 0.5$	f. うち新規雇用分(注5)	
計	人 302.0 (290.0)	人 82 (78)	人 7 (8)	人 71 (73)	人 14 (15)	人 2 (2)	人 250.0 (245.5)	人 5.0 (9.0)	人 0 (0)	人 0 (0)	人 1 (1)	人 0 (0)	人 0 (0)	人 1.0 (1.0)	人 0.0 (0.0)	人 46 (40)	人 4 (3)	人 2 (1)	人 51.0 (43.5)	人 8.0 (13.0)
知事部局	人 233.0 (222.0)	人 65 (62)	人 2 (3)	人 49 (50)	人 7 (8)	人 1 (1)	人 185.0 (181.5)	人 4.5 (5.0)	人 0 (0)	人 0 (0)	人 1 (1)	人 0 (0)	人 0 (0)	人 1.0 (1.0)	人 0.0 (0.0)	人 44 (38)	人 2 (1)	人 2 (1)	人 47.0 (39.5)	人 7.0 (10.0)
その他の機関	人 69.0 (68.0)	人 17 (16)	人 5 (5)	人 22 (23)	人 7 (7)	人 1 (1)	人 65.0 (64.0)	人 0.5 (4.0)	人 0 (0)	人 0 (0)	人 0 (0)	人 0 (0)	人 0 (0)	人 0.0 (0.0)	人 2 (2)	人 2 (2)	人 0 (0)	人 4.0 (4.0)	人 1.0 (3.0)	

注1 ①欄の「障害者の数」とは②③④欄の計である。

2 ②③a欄の重度障害者については法令上、1人を2人に相当するものとしており、②③b欄の計を算出するに当たりダブルカウントとしている。

3 法令上、③d欄の重度以外の身体障害者及び知的障害者である短時間勤務職員並びに③e欄の重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者である特定短時間勤務職員については、1人を0.5人に相当するものとしており、②③④b欄を算出するに当たり0.5カウントとしている。

ただし、②③b欄及び③c欄の重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者である短時間勤務職員については1人を1カウントとしている。

4 ②③aのac欄及び③cのd欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の職員、②③bのbd欄及び③d欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の職員、②③④e欄は1週間の所定労働時間が10時間以上20時間未満の職員である。

5 ②③④b欄の「うち新規雇用分」は令和6年6月2日から令和7年6月1までの1年間に新規に雇い入れられた障害者数である。

6 ()内は令和6年6月1日現在の数値である。

県の機関	計	視覚障害		聴覚又は平衡機能障害	音声・言語・そしゃく機能障害	肢体不自由					内部障害					※実人数
		視力障害	視野障害			上肢不自由	下肢不自由	体幹機能障害	上肢機能障害	移動機能障害	心臓機能障害	じん膜機能障害	呼吸器機能障害	ぼうこう又は直腸機能障害	小腸機能障害	免疫機能障害
		176	5	5	11	0	34	48	11	6	1	26	20	1	8	0

(2) 市町村等の機関(法定雇用率2.8%)

① 概況

区分	① 機関数	② 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数 (注1)	③ 障害者の数						④ 実雇用率 $F \div ② \times 100$	⑤ 法定雇用率達成 機関の数	⑥ 法定雇用率達成 機関の割合	
			A. 重度身体障 害者及び重度知 的障害者 (注3)	B. 重度身体障 害者、重度知 的障害者及び精神 障害者である短 時間勤務職員 (注3)	C. 重度以外の 身体障害者、知 的障害者及び精 神障害者 (注3)	D. 重度以外の 身体障害者及び 知的障害者である 短時間勤務職員 (注3)	E. 重度身体障 害者及び重度知 的障害者である特 定短時間勤務職 員 (注2)(注3)	F. 計 $A \times 2 + B + C + (D + E) \times 0.5$				
市町村等の機関	機関 95 (93)	人 60,732.0 (57,307.5)	人 390 (380)	人 68 (65)	人 741 (705)	人 58 (55)	人 10 (6)	人 1,623.0 (1,560.5)	人 139.5 (152.0)	% 2.67 (2.72)	機関 69 (68)	% 72.6 (73.1)

注 2(1)①の表と同じ

② 障害種別在職状況

区分	① 障害者の数(注1)	②身体障害者の数						③知的障害者の数						④精神障害者の数						
		a. 重度身体障 害者(注4)	b. 重度身体障 害者である短 時間勤務職員 (注4)	c. 重度以外の 身体障害者 (注4)	d. 重度以外の の身体障害者 である短時間 勤務職員 (注4)	e. 重度身体障 害者である特 定短時間勤務 職員(注4)	f. 計 $a \times 2 + b + c + (d + e) \times 0.5$	g. うち新規雇 用分(注5)	h. 重度知的障 害者(注4)	i. 重度知的障 害者である短 時間勤務職員 (注4)	j. 重度以外の の知的障害者 である短時間 勤務職員 (注4)	k. 重度知的障 害者である特 定短時間勤務 職員(注4)	l. 計 $a \times 2 + b + c + (d + e) \times 0.5$	g. うち新規雇 用分(注5)	c. 精神障害者 (注4)	d. 精神障害者 である短時間 勤務職員 (注4)	e. 精神障害者 である特定短 時間勤務職員 (注3)	f. 計 $c + d + (e \times 0.5)$	g. うち新規雇 用分(注5)	
市町村等の機関	人 1,623.0 (1560.5)	人 383 (375)	人 24 (26)	人 352 (351)	人 54 (51)	人 3 (4)	人 1,170.5 (1154.5)	人 55.5 (72.5)	人 7 (5)	人 0 (0)	人 42 (32)	人 4 (4)	人 0 (0)	人 58.0 (44.0)	人 16.5 (10.0)	人 347 (322)	人 44 (39)	人 7 (2)	人 394.5 (362.0)	人 67.5 (69.5)

注 2(1)②の表と同じ

【参考】市町村の機関における障害部位別の雇用身体障害者数

市町村の機関	計	視覚障害		聴覚又は 平衡機能障害	音声・言語・そしゃく 機能障害	肢体不自由				内部障害							
		視力障害	視野障害			上肢不自由	下肢不自由	体幹機能障害	上肢機能障害	移動機能障害	心臓機能障害	じん臓機能障害	呼吸器機能障害	ぼうこう又は 直腸機能障害	小腸機能障害	免疫機能障害	肝臓機能障害
		816	26	24	83	5	81	247	57	50	14	140	63	2	19	1	2

(3)埼玉県等の教育機関(法定雇用率2.7%)

①概況

区分	① 機関数	② 法定雇用障害者数 の算定の基礎となる 職員数(注1)	③ 障害者の数								④ 実雇用率 F ÷ ② × 100	⑤ 法定雇用率達成 機関の数	⑥ 法定雇用率達成 機関の割合
			A. 重度身体障害者及び重度知的障害者(注3)	B. 重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者である短時間勤務職員(注3)	C. 重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者である短時間勤務職員(注3)	D. 重度以外の身体障害者及び精神障害者である短時間勤務職員(注3)	E. 重度身体障害者及び重度知的障害者及び精神障害者である短時間勤務職員(注3)	F. 計 $A \times 2 + B + C + D + E \times 0.5$ (注2)	G. うち新規雇用分(注4)				
計	機関 2 (2)	人 43,079.0 (37,195.0)	人 205 (204)	人 65 (60)	人 525 (502)	人 28 (28)	人 3 (3)	人 1,015.5 (985.5)	人 146.5 (164.0)	% 2.36 (2.65)	人 0 (1)	% 0.0 (50.0)	
埼玉県教育委員会	機関 1 (1)	人 36,085.5 (31,468.5)	人 181 (182)	人 61 (59)	人 443 (416)	人 25 (27)	人 1 (1)	人 879.0 (853.0)	人 129.5 (146.0)	% 2.44 (2.71)	人 0 (1)	% 0.0 (100.0)	
さいたま市教育委員会	機関 1 (1)	人 6,993.5 (5,726.5)	人 24 (22)	人 4 (1)	人 82 (86)	人 3 (1)	人 2 (2)	人 136.5 (132.5)	人 17.0 (18.0)	% 1.95 (2.31)	人 0 (0)	% 0.0 (0.0)	

注 2(1)①の表と同じ

②障害種別在職状況

区分	① 障害者の数(注1)	②身体障害者の数								③知的障害者の数						④精神障害者の数				
		a. 重度身体障害者(注4)	b. 重度身体障害者である短時間勤務職員(注4)	c. 重度以外の身体障害者(注4)	d. 重度以外の身体障害者である短時間勤務職員(注4)	e. 重度身体障害者である短時間勤務職員(注4)	f. 計 $a \times 2 + b + c + d + e \times 0.5$ (注2)	g. うち新規雇用分(注5)	a. 重度知的障害者(注4)	b. 重度知的障害者である短時間勤務職員(注4)	c. 重度以外の知的障害者(注4)	d. 重度以外の知的障害者である短時間勤務職員(注4)	e. 重度知的障害者である短時間勤務職員(注4)	f. 計 $a \times 2 + b + c + d + e \times 0.5$ (注2)	g. うち新規雇用分(注5)	c. 精神障害者(注4)	d. 精神障害者である短時間勤務職員(注4)	e. 精神障害者である特定短時間勤務職員(注4)	f. 計 $c + d + (e \times 0.5)$ (注2)	g. うち新規雇用分(注5)
計	人 1015.5 (985.5)	人 196 (191)	人 34 (28)	人 225 (228)	人 22 (22)	人 1 (2)	人 662.5 (650.0)	人 68.0 (70.5)	人 9 (13)	人 2 (4)	人 43 (33)	人 6 (6)	人 0 (0)	人 66.0 (66.0)	人 24.5 (28.5)	人 257 (241)	人 29 (28)	人 2 (1)	人 287.0 (269.5)	人 54.0 (65.0)
埼玉県教育委員会	人 879.0 (853.0)	人 174 (171)	人 31 (27)	人 187 (186)	人 19 (21)	人 0 (1)	人 575.5 (566.0)	人 60.0 (68.5)	人 7 (11)	人 2 (4)	人 41 (31)	人 6 (6)	人 0 (0)	人 60.0 (60.0)	人 23.5 (27.5)	人 215 (199)	人 28 (28)	人 1 (0)	人 243.5 (227.0)	人 46.0 (50.0)
さいたま市教育委員会	人 136.5 (132.5)	人 22 (20)	人 3 (1)	人 38 (42)	人 3 (1)	人 1 (1)	人 87.0 (84.0)	人 8.0 (2.0)	人 2 (2)	人 0 (0)	人 2 (2)	人 0 (0)	人 0 (0)	人 6.0 (6.0)	人 1.0 (1.0)	人 42 (42)	人 1 (0)	人 1 (1)	人 43.5 (42.5)	人 8.0 (15.0)

注 2(1)②の表と同じ

【参考】県等の教育委員会における障害部位別の雇用身体障害者数

※実人数

県等の教育委員会	計	視覚障害		聴覚又は 平衡機能障害	音声・言語・そしゃく機能障害	肢体不自由					内部障害						
		視力障害	視野障害			上肢不自由	下肢不自由	体幹機能障害	上肢機能障害	移動機能障害	心臓機能障害	じん脳機能障害	呼吸器機能障害	ぼうう又は直腸機能障害	小腸機能障害	免疫機能障害	肝臓機能障害
		478	41	25	71	3	59	103	21	19	2	77	30	2	16	0	7

3 公的機関の状況

(1) 地方公共団体の状況 (法定雇用率2.8%)

① 埼玉県の機関の状況

機関名	① 法定雇用障害者数の算定の基礎 となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 不足数	備考
埼玉県の機関合計	10,053.0	302.0	3.00	0.0	
埼玉県知事部局	7,861.0	233.0	2.96	0.0	
埼玉県議会事務局	69.5	2.0	2.88	0.0	
埼玉県企業局	438.5	15.5	3.53	0.0	
埼玉県下水道局	131.5	4.0	3.04	0.0	
埼玉県警察本部	1,552.5	47.5	3.06	0.0	

② 市町村の機関の状況

a 市長部局の機関の状況

機関名	① 法定雇用障害者数の算定の基礎 となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 不足数	備考
市町村の機関合計	60,732.0	1,623.0	2.67	119.0	
市長部局の機関小計	50,226.0	1,340.0	2.67	92.0	
さいたま市	6932.0	172.0	2.48	22.0	
川越市	3118.5	91.0	2.92	0.0	特例認定(注5)
熊谷市	1379.0	33.5	2.43	4.5	特例認定(注5)
川口市	4740.5	113.0	2.38	19.0	特例認定(注5)
行田市	562.5	18.0	3.20	0.0	特例認定(注5)
秩父市	880.5	28.0	3.18	0.0	特例認定(注5)
所沢市	2336.5	62.5	2.67	2.5	特例認定(注5)
飯能市	698.5	17.0	2.43	2.0	
加須市	1214.0	30.0	2.47	3.0	特例認定(注5)
本庄市	702.0	21.0	2.99	0.0	特例認定(注5)
東松山市	1046.5	25.0	2.39	4.0	特例認定(注5)
春日部市	1451.5	40.0	2.76	0.0	特例認定(注5)
狭山市	1267.0	26.0	2.05	9.0	特例認定(注5)
羽生市	362.0	12.0	3.31	0.0	特例認定(注5)
鴻巣市	617.0	19.0	3.08	0.0	
深谷市	1015.0	29.0	2.86	0.0	特例認定(注5)
上尾市	1186.0	33.0	2.78	0.0	特例認定(注5)
草加市	2118.5	62.0	2.93	0.0	特例認定(注5)
越谷市	2957.5	76.0	2.57	6.0	特例認定(注5)・不足解消(注4①)
蕨市	481.0	13.0	2.70	0.0	
戸田市	1091.0	32.0	2.93	0.0	特例認定(注5)
入間市	999.5	21.5	2.15	5.5	
朝霞市	993.5	28.0	2.82	0.0	特例認定(注5)
志木市	563.0	13.5	2.40	1.5	特例認定(注5)・不足解消(注4②)
和光市	618.0	19.5	3.16	0.0	特例認定(注5)
新座市	1307.0	36.0	2.75	0.0	特例認定(注5)
桶川市	555.5	12.0	2.16	3.0	特例認定(注5)
久喜市	1211.5	40.0	3.30	0.0	特例認定(注5)
北本市	499.0	15.5	3.11	0.0	特例認定(注5)
八潮市	797.5	22.0	2.76	0.0	特例認定(注5)
富士見市	920.5	26.0	2.82	0.0	特例認定(注5)
三郷市	1135.0	35.0	3.08	0.0	特例認定(注5)
蓮田市	519.5	14.0	2.69	0.0	特例認定(注5)
坂戸市	684.5	23.0	3.36	0.0	特例認定(注5)
幸手市	355.0	11.0	3.10	0.0	特例認定(注5)
鶴ヶ島市	582.0	9.0	1.55	7.0	特例認定(注5)
日高市	444.0	12.0	2.70	0.0	特例認定(注5)
吉川市	569.0	14.0	2.46	1.0	特例認定(注5)
ふじみ野市	898.0	26.0	2.90	0.0	特例認定(注5)
白岡市	417.0	9.0	2.16	2.0	特例認定(注5)

b 町村長部局の機関の状況

機関名	① 法定雇用障害者数の算定の 基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 不足数	備考
町村長部局の機関小計	5,079.5	140.0	2.76	10.0	
伊奈町	358.5	11.5	3.21	0.0	特例認定(注5)
三芳町	383.5	12.5	3.26	0.0	特例認定(注5)
毛呂山町	303.0	9.0	2.97	0.0	特例認定(注5)
越生町	149.5	5.0	3.34	0.0	特例認定(注5)
滑川町	189.5	6.0	3.17	0.0	特例認定(注5)
嵐山町	131.0	5.5	4.20	0.0	
小川町	326.5	8.5	2.60	0.5	特例認定(注5)・不足解消(注4③)
川島町	268.0	8.0	2.99	0.0	特例認定(注5)
吉見町	201.0	5.0	2.49	0.0	
鳩山町	117.5	3.0	2.55	0.0	
ときがわ町	197.0	6.0	3.05	0.0	特例認定(注5)
横瀬町	145.0	4.0	2.76	0.0	特例認定(注5)
皆野町	76.5	3.0	3.92	0.0	
長瀬町	78.0	2.5	3.21	0.0	
小鹿野町	360.0	10.0	2.78	0.0	特例認定(注5)
東秩父村	89.0	3.0	3.37	0.0	
美里町	144.5	3.0	2.08	1.0	特例認定(注5)
神川町	148.0	5.0	3.38	0.0	
上里町	218.0	6.0	2.75	0.0	
寄居町	335.0	8.0	2.39	1.0	特例認定(注5)・不足解消(注4④)
宮代町	300.0	5.0	1.67	3.0	特例認定(注5)
杉戸町	365.5	5.5	1.50	4.5	特例認定(注5)
松伏町	195.0	5.0	2.56	0.0	

c 市町村教育委員会の機関の状況

機関名	① 法定雇用障害者数の算定の 基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 不足数	備考
市町村教育委員会の機関小計	2,233.5	66.0	2.96	0.0	
所沢市教育委員会	555.5	16.5	2.97	0.0	
飯能市教育委員会	139.5	3.0	2.15	0.0	
鴻巣市教育委員会	76.0	3.0	3.95	0.0	
上尾市教育委員会	363.5	10.0	2.75	0.0	
越谷市教育委員会	428.0	11.5	2.69	0.0	
蕨市教育委員会	80.0	2.5	3.13	0.0	
入間市教育委員会	261.5	7.0	2.68	0.0	
嵐山町教育委員会	41.5	1.0	2.41	0.0	
鳩山町教育委員会	44.0	1.0	2.27	0.0	
皆野町教育委員会	63.5	2.0	3.15	0.0	
神川町教育委員会	57.0	1.0	1.75	0.0	
上里町教育委員会	71.0	4.5	6.34	0.0	
松伏町教育委員会	52.5	3.0	5.71	0.0	

d 市町村その他の機関の状況

機関名	① 法定雇用障害者数の算定の 基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 不足数	備考
市町村その他の機関小計	3,193.0	77.0	2.41	17.0	
さいたま市議会局	36.0	1.0	2.78	0.0	
さいたま市水道局	389.0	14.0	3.60	0.0	
熊谷市上下水道事業	57.0	1.5	2.63	0.0	
所沢市上下水道局	142.0	2.5	1.76	0.5	不足解消(注4⑤)
入間市上下水道部	44.0	2.0	4.55	0.0	
さいたま市立病院	849.5	15.0	1.77	8.0	
秩父市立病院	159.5	3.0	1.88	1.0	
春日部市立医療センター	433.0	11.0	2.54	1.0	
草加市立病院	449.5	6.5	1.45	5.5	
蕨市立病院	137.0	4.5	3.28	0.0	
朝霞地区一部事務組合	56.5	2.0	3.54	0.0	
東埼玉資源環境組合	60.0	1.0	1.67	0.0	
越谷・松伏水道企業団	107.0	4.0	3.74	0.0	
桶川北本水道企業団	43.5	1.0	2.30	0.0	
戸田ポートレース企業団	37.5	0.0	0.00	1.0	
坂戸、鶴ヶ島水道企業団	53.0	1.0	1.89	0.0	
坂戸、鶴ヶ島下水道組合	43.0	4.0	9.30	0.0	
児玉郡市広域市町村圏組合	38.0	2.0	5.26	0.0	
大里広域市町村圏組合	58.0	1.0	1.72	0.0	

(2) 埼玉県等の教育委員会の状況 (法定雇用率2.7%)

機関名	① 法定雇用障害者数の算定の 基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 不足数	備考
埼玉県等の教育委員会合計	43,079.0	1,015.5	2.36	146.5	
埼玉県教育委員会	36,085.5	879.0	2.44	95.0	
さいたま市教育委員会	6,993.5	136.5	1.95	51.5	

1 ①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数（旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数）を除いた職員数である。

2 ②欄の「障害者の数」とは、身体障害者数、知的障害者数及び精神障害者数の計である。法令上、重度身体障害者及び重度知的障害者については、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントを行い、重度以外の身体障害者及び知的障害者である短時間勤務職員並びに重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者である特定短時間勤務職員については、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントしている。

ただし、重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者である短時間勤務職員については、1人を1カウントとしている。

3 ④欄の「不足数」とは、①欄の職員数に法定雇用率を乗じて得た数（1未満の端数切り捨て）から②欄の障害者の数を減じて得た数であり、これが0.0となることをもって法定雇用率達成となる。

したがって、実雇用率が法定雇用率を下回っていても、不足数が0.0となることがあります。この場合、法定雇用率達成となる。

注 4

- ①越谷市においては、11月13日時点において、障害者の数83.0人、実雇用率2.82%、不足0人となっている。
- ②志木市においては、12月2日時点において、障害者の数16.0人、実雇用率2.79%、不足0人となっている。
- ③小川町においては、9月1日時点において、障害者の数8.5人、実雇用率2.65%、不足0人となっている。
- ④寄居町においては、8月1日時点において、障害者の数9.0人、実雇用率2.68%、不足0人となっている。
- ⑤所沢市上下水道局においては、11月1日時点において、障害者の数3.5人、実雇用率2.47%、不足0人となっている。

5 注5の機関は、特例認定を受けている。

特例認定とは、地方公共団体の機関(A)及び当該A機関と人的関係が緊密である等の機関(B)の申請に基づき、厚生労働大臣の認定を受けた場合に、当該B機関に勤務する職員を当該A機関に勤務する職員とみなすものである。

6 一覧表にない機関においては、法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数が36人未満であり、障害者の雇用の促進等に関する法律第38条に基づく障害者の採用義務が発生していないため、省略した。

特例認定一覧（市長村の機関）

認定地方機関(A)	みなされることとなる機関(B)	認定地方機関(A)	みなされることとなる機関(B)
川越市	川越市教育委員会	久喜市	久喜市教育委員会
	川越市上下水道局	北本市	北本市教育委員会
熊谷市	熊谷市教育委員会	八潮市	八潮市教育委員会
	川口市教育委員会		八潮市水道部
川口市	川口市上下水道局	富士見市	富士見市教育委員会
	川口市立医療センター	三郷市	三郷市教育委員会
	行田市教育委員会	蓮田市	蓮田市教育委員会
秩父市	秩父市教育委員会	坂戸市	坂戸市教育委員会
所沢市	所沢市市民医療センター	幸手市	幸手市教育委員会
加須市	加須市教育委員会	鶴ヶ島市	鶴ヶ島市教育委員会
本庄市	本庄市教育委員会	日高市	日高市議会事務局
	東松山市教育委員会		日高市教育委員会
東松山市	東松山市立市民病院	吉川市	吉川市教育委員会
	東松山市水道事業	ふじみ野市	ふじみ野市教育委員会
	東松山市下水道事業	白岡市	白岡市教育委員会
	春日部市	春日部市教育委員会	伊奈町教育委員会
狭山市	狭山市教育委員会	伊奈町	伊奈町議会事務局
	狭山市上下水道事業		三芳町教育委員会
羽生市	羽生市教育委員会	毛呂山町	毛呂山町教育委員会
深谷市	深谷市教育委員会	越生町	越生町教育委員会
上尾市	上尾市上下水道部	滑川町	滑川町教育委員会
草加市	草加市教育委員会	小川町	小川町教育委員会
	草加市水道事業	川島町	川島町教育委員会
越谷市	越谷市立病院	ときがわ町	ときがわ町教育委員会
戸田市	戸田市教育委員会	横瀬町	横瀬町教育委員会
朝霞市	朝霞市教育委員会	小鹿野町	小鹿野町教育委員会
志木市	志木市教育委員会		国民健康保険町立小鹿野中央病院
和光市	和光市教育委員会	美里町	美里町教育委員会
	和光市議会事務局	寄居町	寄居町教育委員会
新座市	新座市教育委員会	宮代町	宮代町教育委員会
桶川市	桶川市教育委員会	杉戸町	杉戸町教育委員会

(3) 地方独立行政法人等の状況（法定雇用率2.8%）

機関名	① 法定雇用障害者数の算定の 基礎となる労働者数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 不足数	備考
地方独立行政法人等合計	2,863.0	73.0	2.55	7.5	
公立大学法人埼玉県立大学	167.5	6.5	3.88	0.0	
地方独立行政法人 埼玉県立病院機構	2,454.0	60.5	2.47	7.5	注5
埼玉県住宅供給公社	241.5	6.0	2.48	0.0	
埼玉県道路公社	-	-	-	-	注4
埼玉県土地開発公社	-	-	-	-	注4

注 1 ①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数」とは、常用労働者総数から除外率相当数（身体障害者、知的障害者及び精神障害者が就業することが困難であると認められる職種が相当の割合を占める業種について定められた率を乗じて得た数）を除いた労働者数である。

2 各表の②欄の「障害者の数」とは、身体障害者、知的障害者及び精神障害者の計である。法令上、重度身体障害者及び重度知的障害者については、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントを行い、重度以外の身体障害者及び知的障害者である短時間労働者並びに重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者である特定短時間労働者については、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。

ただし、重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者である短時間労働者については、1人を1カウントしている。

3 ④欄の「不足数」とは、①欄の労働者数に法定雇用率を乗じて得た数（1未満の端数切り捨て）から②欄の障害者の数を減じて得た数であり、これが0.0となることをもって法定雇用率達成となる。

したがって、実雇用率が法定雇用率を下回っていても、不足数0.0となることがあります、この場合、法定雇用率達成となる。

4 これらの法人においては、労働者数が36人未満であり、障害者の雇用の促進等に関する法律第43条に基づく障害者の雇用義務が発生していない。

5 地方独立行政法人埼玉県立病院機構においては、12月1日時点において、障害者の数73.0人、実雇用率3.00%、不足数0.0人となっている。

[参考]地方独立行政法人等における障害部位別の雇用身体障害者数

地方独立行政法人等	計	視覚障害	聴覚又は 平衡機能障害	音声・言語・ そしゃく・機能障害	肢体不自由	内部障害
	23	3	1	0	9	10